
雲南市次世代育成支援行動計画

〔後期計画〕（平成 22 年度～平成 26 年度）

安心して子育てのできる支えあいのあるまち

う ん な ん



平成 22 年 3 月

島根県 雲南市

はじめに

近年、我が国の急速に進行する少子化は、子どもたち自身や子どもたちを取り巻く社会環境に、様々な影響を及ぼすことが予測されています。このような少子化の流れを受け、国では10年間の集中的・計画的な少子化対策を行うため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

本市においても平成21年度を目標とした「雲南市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、その実現に向け推進してまいりました。

今年度は、今後もさらに進む少子化に備え、引き続き対策を推進するため、平成26年度を目標年次とし、「安心して子育てできる支えあいのあるまち うんなん」を基本理念に「雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

子どもたちの安全で健やかな成長を育むためにも、やはり地域全体で「子育てを見守り、子どもたちを育てる」ということが最も重要であると認識しています。

この計画では、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備し、生命の輝きがすべての住民をつなぐよう家族や地域住民が一体となって、子育てができる環境づくりを推進してまいります。

計画の推進にあたりましては、国、県をはじめ市民、地域、企業や関係機関・団体等との役割分担と相互の連携を図りながら、基本理念の実現に向け、鋭意努力していきたいと考えておりますので、皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「雲南市次世代育成支援対策地域協議会」の委員の皆様や、関係団体をはじめ、アンケートにご協力をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。



平成22年3月

雲南市市長 速水 雄一

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の性格・位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 策定の方法.....	3
5. 計画の対象.....	4
6. 計画の進行管理.....	4
第2章 雲南省の少子化の現状.....	5
1. 人口の推移.....	5
2. 出生の動向.....	7
3. 婚姻の動向.....	8
4. 子育て支援サービスの利用状況.....	9
5. 女性の就業状況.....	11
6. 児童数の将来推計.....	12
第3章 計画の基本理念.....	13
1. 基本理念.....	13
2. 基本的な視点.....	14
3. 基本目標.....	15
4. 施策の体系.....	17
第4章 計画の推進.....	19
1. 計画を推進するために.....	19
2. 重点プロジェクト.....	20
3. 施策の展開.....	22
基本目標1 地域が子どもと親を支え、育てる環境をつくろう.....	22
基本目標2 親子が健やかに育つ環境をつくろう.....	27
基本目標3 子どもが健全に育ち、生きる力が身につく教育環境をつくろう.....	35
基本目標4 子育てに配慮した安全で安心な生活環境をつくろう.....	42
基本目標5 仕事と子育てを両立できる環境をつくろう.....	45
基本目標6 支援が必要な子ども・家庭に対するサポートができる環境をつくろう..	47
4. 目標事業量の設定.....	51

第5章 資料編	53
1. アンケート調査結果概要	53
2. アンケート調査結果	54
3. 雲南市次世代育成支援行動計画策定要綱	68
4. 雲南市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	70
5. 雲南市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	71
6. 雲南市次世代育成支援後期行動計画策定委員会設置要綱	72
7. 用語説明	74





第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

雲南市が、まちづくりのキャッチフレーズとして「生命（いのち）と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」を標榜し、その実現をめざしていくうえで、子どもを健やかに安心して生み育てられる環境づくりは極めて重要な役割を担っています。

本市においても、近年急速に少子化が進行しつつあり、合計特殊出生率も人口を維持できる目安と言われている2.07を大きく下回る状態が続いています。

少子化の急激な進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨、ふれあいの機会の減少による子どもの健やかな成長への影響など、市民一人ひとりの生活に深刻な問題をもたらしています。

国においては、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を平成15年7月に制定し、総合的な少子化対策を講じてきましたが、引き続き少子化が進行している現状や子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、平成19年12月には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（少子化社会対策会議決定）が示され、また、平成20年12月には、「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正、さらに平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されるなど、さらなる取り組みを推進しています。

次世代育成支援対策は、時代の要請であり、本市の将来を展望したとき、さらに強力な歩みが必要となります。雲南市の次世代育成支援対策を推進するための指針である「雲南市次世代育成支援行動計画前期計画」の実施状況を踏まえたうえで、その成果と課題を検証し、「雲南市次世代育成支援行動計画後期計画（以下本計画という）」を策定しました。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、雲南市の次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に、「次世代育成支援対策推進法第8条」に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の目標、第2項を定めるものです。

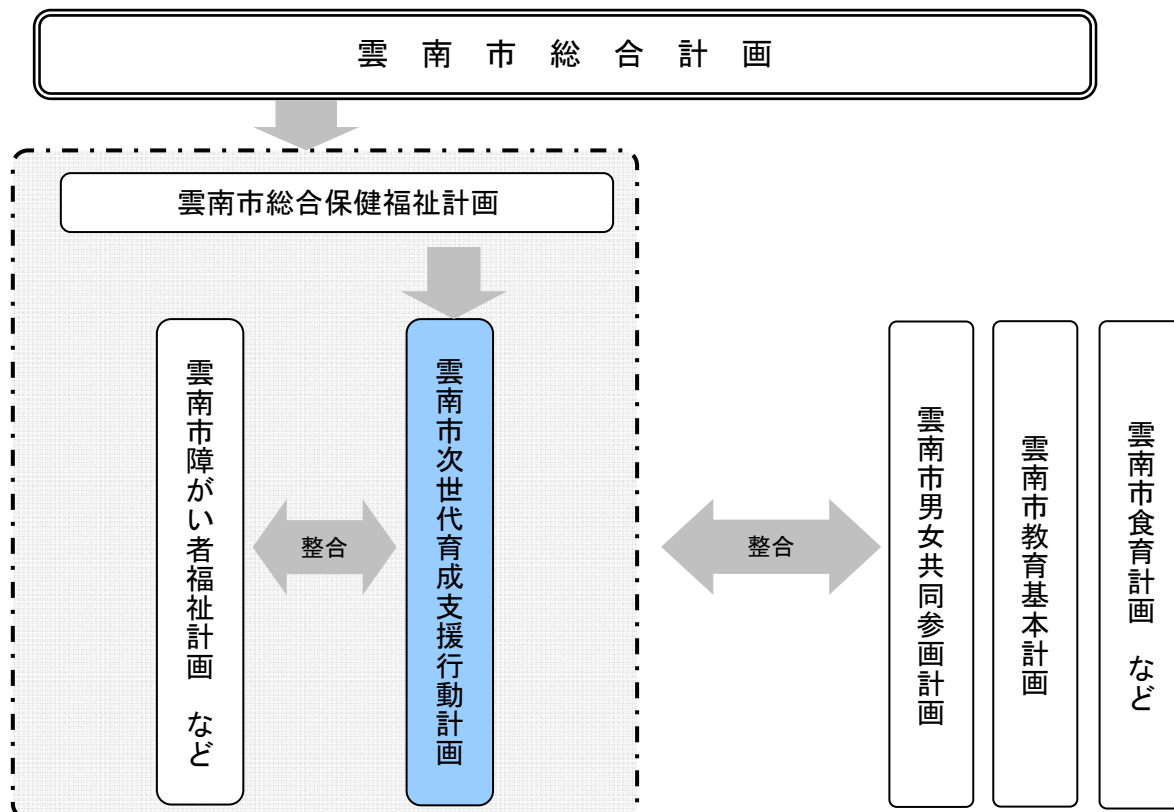
また、本計画は、雲南市の次世代育成に関する福祉行政の方向と施策を広く市民に示すことにより、理解と協力、参画を求めるものです。

国・県に対しては、支援を要請し、子育て関連施設や関係機関・団体に対しては、行政と一体となって施策の推進を期待するものです。

この計画は、改正後の行動計画策定指針（平成21年3月23日 厚生労働省告示）に基づくものであり、本市の最上位計画である「雲南市総合計画（平成19年度～平成26年度）」をはじめとして、「雲南市保健福祉総合計画」「雲南市男女共同参画計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

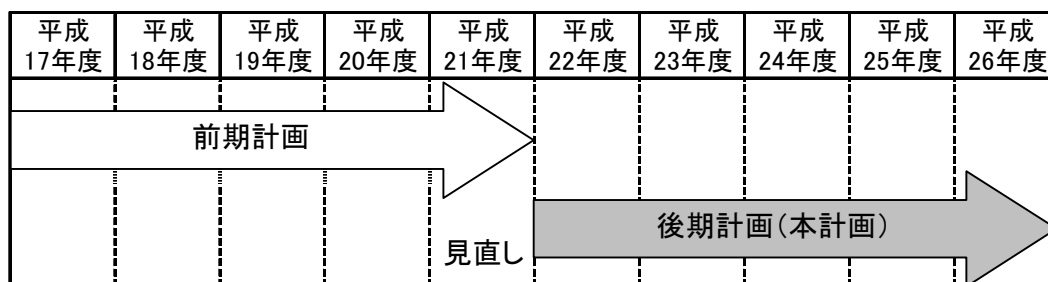
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。



3. 計画の期間

本計画は平成17年度から平成26年度までの10年間の計画であり、平成17年度から平成21年度までの5か年を前期計画期間とし、平成17年度に策定しました。

前期計画の期間が平成21年度で終了することから、今回の計画（後期計画）を平成22年度から平成26年度までの5か年を期間として策定するものです。



4. 策定の方法

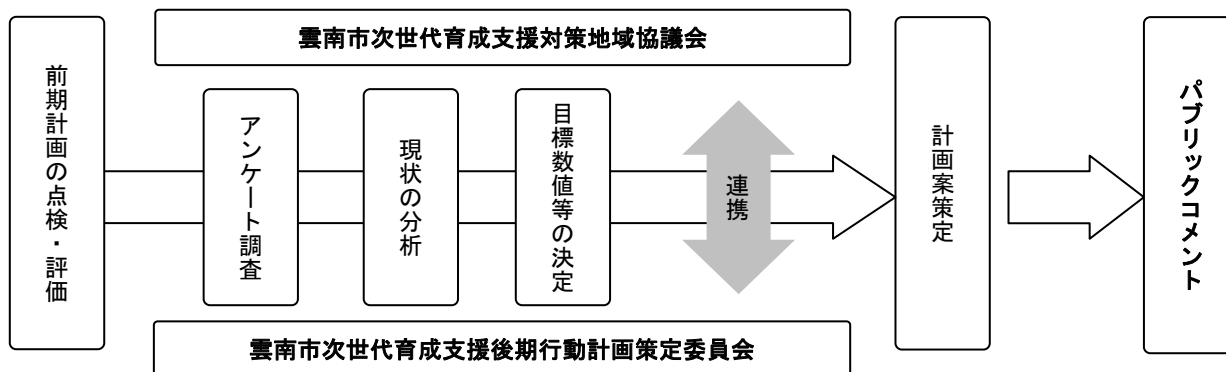
(1) 子育て世帯等へのニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、平成20年1月に、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するために「次世代育成支援等に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て施策等を立案するための基礎資料として使用しました。

(2) 策定体制

雲南市次世代育成支援対策地域協議会：この計画の策定にあたり、市民、有識者、関係団体、関係行政機関からなる「雲南市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、地域の子育て支援のあり方について協議し、その意見を踏まえながら策定しました。

雲南市次世代育成支援後期行動計画策定委員会：この計画の内容が児童福祉や保健、医療、教育など幅広い分野にわたることから、関係各課で構成する「雲南市次世代育成支援後期行動計画策定委員会」において、計画の検討をしました。



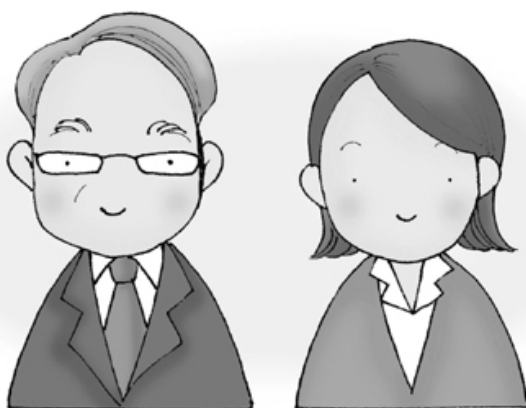
5. 計画の対象

本計画で対象とする子どもは、概ね0歳から18歳未満の乳幼児及び青少年とします。また、子どもの保護者及び家族、それらを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

6. 計画の進行管理

本計画策定後は、定期的に「雲南市次世代育成支援対策地域協議会」へ進捗状況を報告するとともに、年度ごとに実施状況の把握・点検を行い、結果を公表します。

また、施策・事業については、計画の実効性を高めるため、行政評価システムに基づいて総合的な評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



第2章

雲南市の少子化の現状

1. 人口の推移

(1) 総人口と年齢3区分人口

雲南市の総人口は、平成17年以降減少傾向で推移しており、平成17年の45,870人から平成21年の44,019人と1,851人の減少となっています。

年齢3区分の人口推移をみると、年少人口、生産年齢人口ともに平成17年以降減少傾向で推移しており、総人口に占める割合は、年少人口では平成17年と平成21年とを比べ0.6ポイント、生産年齢人口では、0.9ポイント減少しています。

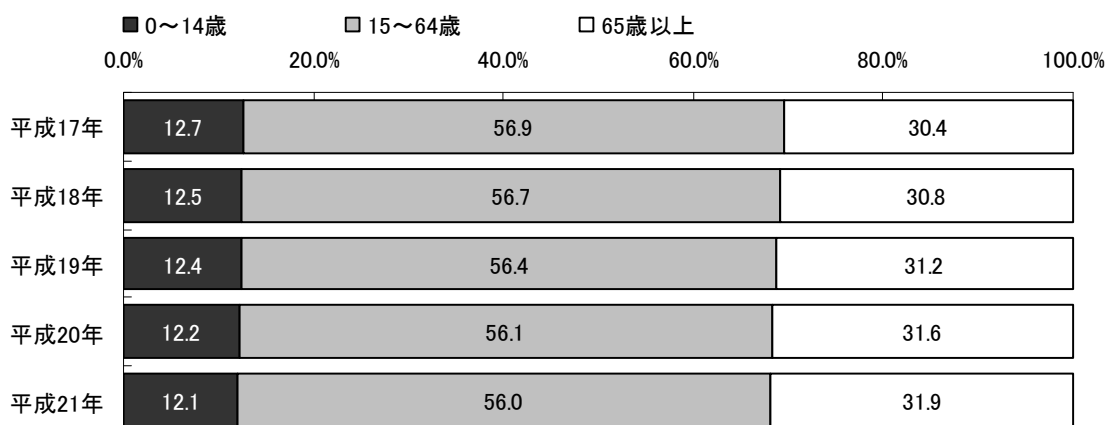
老年人口は、平成17年以降増加で推移していましたが、平成21年では減少に転じています。総人口に占める割合は、平成17年と平成21年とを比べ1.5ポイント増加しています。年少人口及び生産年齢人口の比率は減少傾向、老年人口の比率は増加傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口と年齢3区分人口の推移

単位：人、%

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	45,870	45,518	45,007	44,560	44,019
年少人口(0~14歳)	5,825	5,678	5,563	5,453	5,319
比率	12.7	12.5	12.4	12.2	12.1
生産年齢人口(15~64歳)	26,118	25,816	25,381	25,017	24,655
比率	56.9	56.7	56.4	56.1	56.0
老年人口(65歳以上)	13,927	14,024	14,063	14,090	14,045
比率	30.4	30.8	31.2	31.6	31.9

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)



第2章 雲南市の少子化の現状

(2) 児童人口（0～11歳）

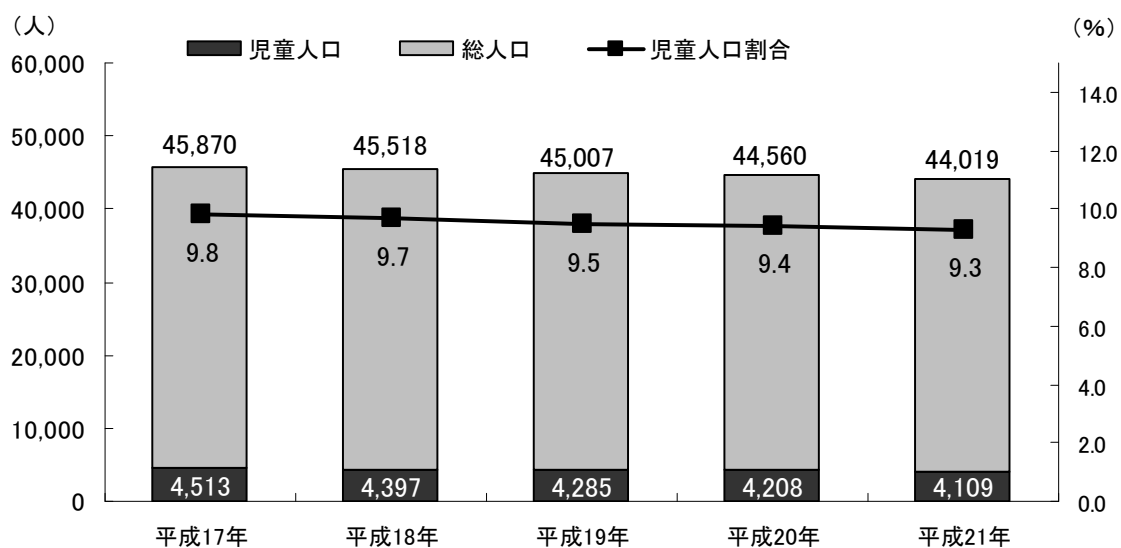
雲南市の児童人口（0～11歳）は、平成17年以降減少しています。総人口に占める割合は、平成17年と平成21年とを比べ、0.5ポイント減少しています。

■総人口と児童人口割合

単位：人、%

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	45,870	45,518	45,007	44,560	44,019
児童人口(0～11歳)	4,513	4,397	4,285	4,208	4,109
児童人口割合	9.8	9.7	9.5	9.4	9.3

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)



2. 出生の動向

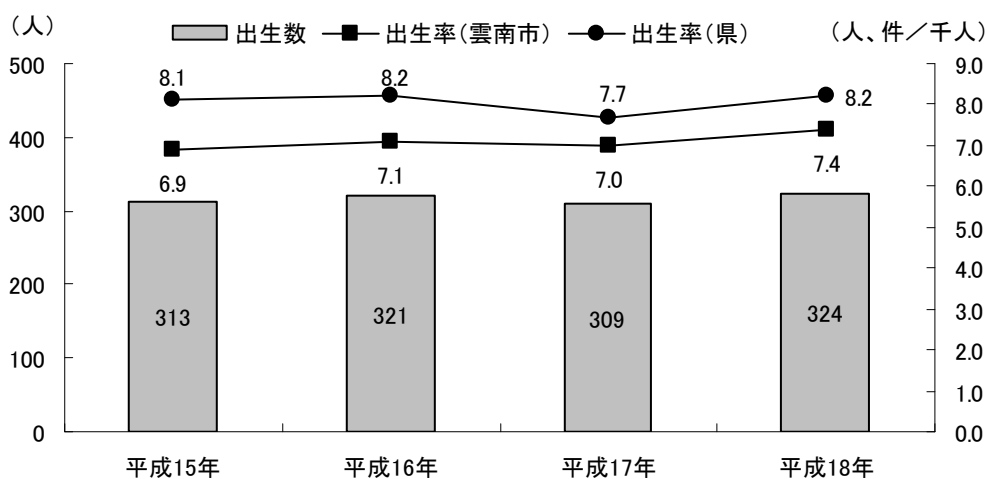
雲南市の出生数は、平成15年以降増減をくり返していますが、平成18年には324人と最も多くなっています。出生率で見ると、平成15年以降増加傾向で推移していますが、県と比べ低い状況となっています。

単位：人、件／千人

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
出生数	313	321	309	324	
出生率	雲南市	6.9	7.1	7.0	7.4
	島根県	8.1	8.2	7.7	8.2

資料：人口動態統計

※平成15年の出生数は、旧町村の数値を合算しています。



3. 婚姻の動向

(1) 婚姻数・離婚数の推移

雲南市の婚姻数・離婚数をみると、婚姻数は平成15年から平成17年にかけて増加していますが、平成18年で減少に転じています。離婚数についてみると、平成15年以降横ばいとなっています。

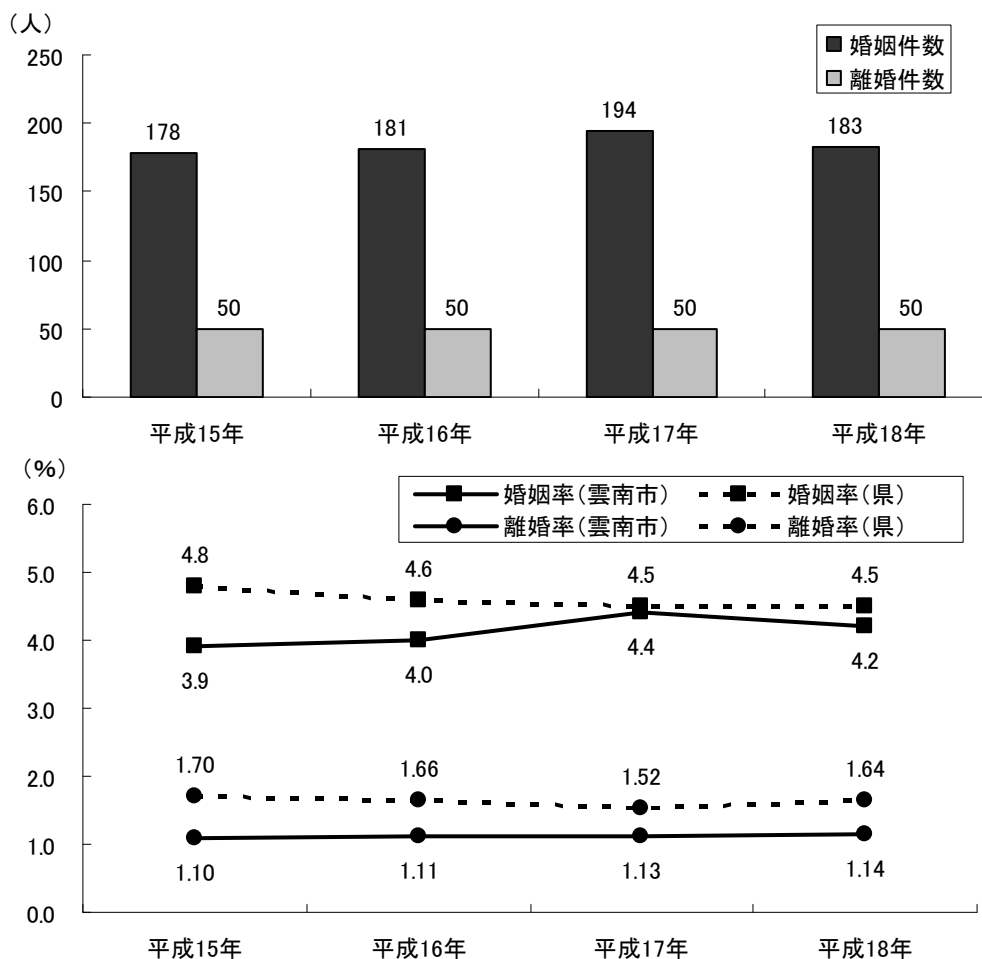
婚姻率、離婚率についてみると、ともに県と比べ低い傾向で推移しています。

単位：件、%

区 分		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
婚 姻	雲南市	婚姻件数	178	181	194	183
		婚姻率	3.9	4.0	4.4	4.2
	島根県	婚姻率	4.8	4.6	4.5	4.5
離 婚	雲南市	離婚件数	50	50	50	50
		離婚率	1.10	1.11	1.13	1.14
	島根県	離婚率	1.70	1.66	1.52	1.64

資料：人口動態統計

※平成15年の婚姻件数及び離婚件数は、旧町村の数値を合算しています。



4. 子育て支援サービスの利用状況

(1) 就学前児童の保育状況

就学前児童の保育状況についてみると、保育所入所児童数割合は、平成17年の35.9%から平成20年の43.8%と7.9%の増加となっています。一方で、幼稚園入所児童数割合は、平成17年では31.1%でしたが、平成20年では26.3%と4.8%の減少となっています。

■就学前児童の保育状況（平成17年）

単位：人

年齢	児童数	保育所入所児童数	幼稚園入園児童数	家庭内保育児童数
0歳	315	45	—	270
1歳	330	129	—	201
2歳	332	161	—	171
3歳	403	182	188	33
4歳	360	132	219	9
5歳	351	101	243	7
合計	2,091	750	650	691
比率	100.0%	35.9%	31.1%	33.0%

（児童数は平成17年3月末日現在、保育所・幼稚園児童数は平成17年5月1日現在）

■就学前児童の保育状況（平成20年）

単位：人

年齢	児童数	保育所入所児童数	幼稚園入園児童数	家庭内保育児童数
0歳	317	56	—	261
1歳	318	166	—	152
2歳	300	170	—	130
3歳	321	171	127	23
4歳	340	149	187	4
5歳	318	126	189	3
合計	1914	838	503	573
比率	100.0%	43.8%	26.3%	29.9%

（児童数は平成20年3月末日現在、保育所・幼稚園児童数は平成20年5月1日現在）

第2章 雲南市の少子化の現状

(2) 市内保育所の状況

市内の保育所は平成20年4月1日現在12か所あり、保育所入所児童数は、平成17年の750人から平成20年の838人と88人の増加となっています。

■市内保育所の状況

単位：人、か所

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
保育所数		11	11	11	12
保育所定員		835	830	880	870
在籍児童数		727	764	779	812
内訳	0歳	38	37	39	43
	1歳	121	146	118	160
	2歳	156	157	179	166
	3歳	179	164	175	171
	4歳	130	150	137	148
	5歳	103	110	131	124
定員充足率		87.1%	92.0%	88.5%	93.3%

(各年4月1日現在)

(3) 幼稚園の状況

幼稚園は、16か所設置されており、幼稚園の入園児童数をみると、平成17年では650人でしたが、平成20年では503人と147人の減少となっています。

■市立幼稚園の状況

単位：人、か所

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
幼稚園		16	16	16	16
園児数		650	614	571	503
内訳	3歳	188	127	135	127
	4歳	219	241	172	187
	5歳	243	246	264	189

(各年5月1日現在)

5. 女性の就業状況

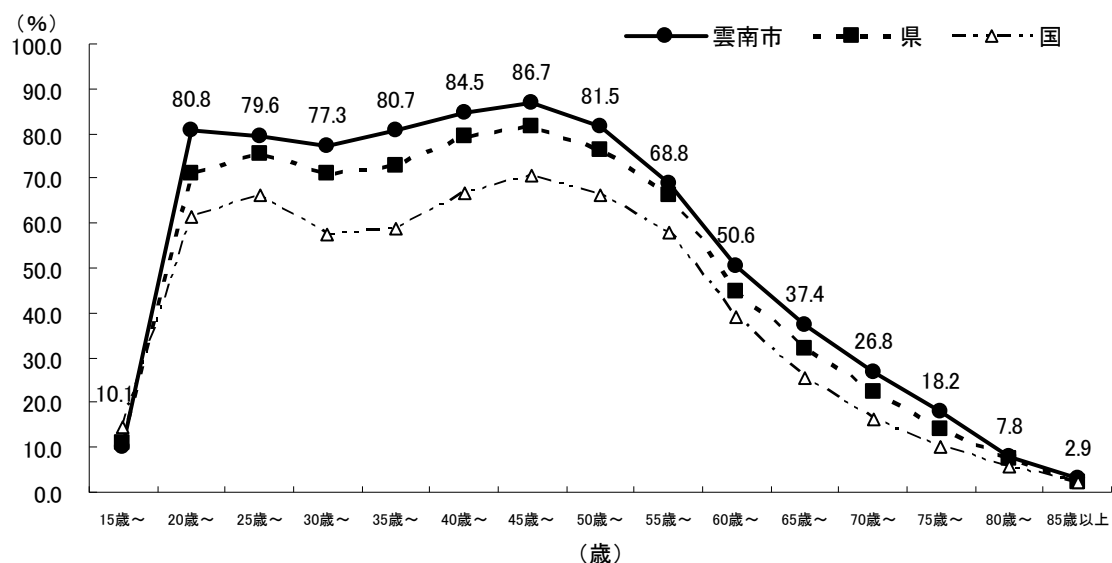
平成17年の国勢調査による雲南市の女性の年齢別就業率をみると、20歳～24歳では80.8%であった就業率が、30歳～34歳で77.3%と少し下がっていますが、40歳～49歳にかけては85%前後にまで上昇しています。これは、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられます。

■女性の年齢別就業率

単位：%

区分	雲南市	県	国
15～19歳	10.1	11.1	14.5
20～24歳	80.8	70.9	61.4
25～29歳	79.6	75.5	66.1
30～34歳	77.3	71.0	57.5
35～39歳	80.7	72.6	58.9
40～44歳	84.5	79.3	66.7
45～49歳	86.7	81.5	70.4
50～54歳	81.5	76.3	66.2
55～59歳	68.8	66.1	57.9
60～64歳	50.6	44.6	39.1
65～69歳	37.4	32.0	25.4
70～74歳	26.8	22.2	16.1
75～79歳	18.2	13.9	10.3
80～84歳	7.8	7.4	5.5
85歳以上	2.9	2.3	2.1

資料：平成17年国勢調査



6. 児童数の将来推計

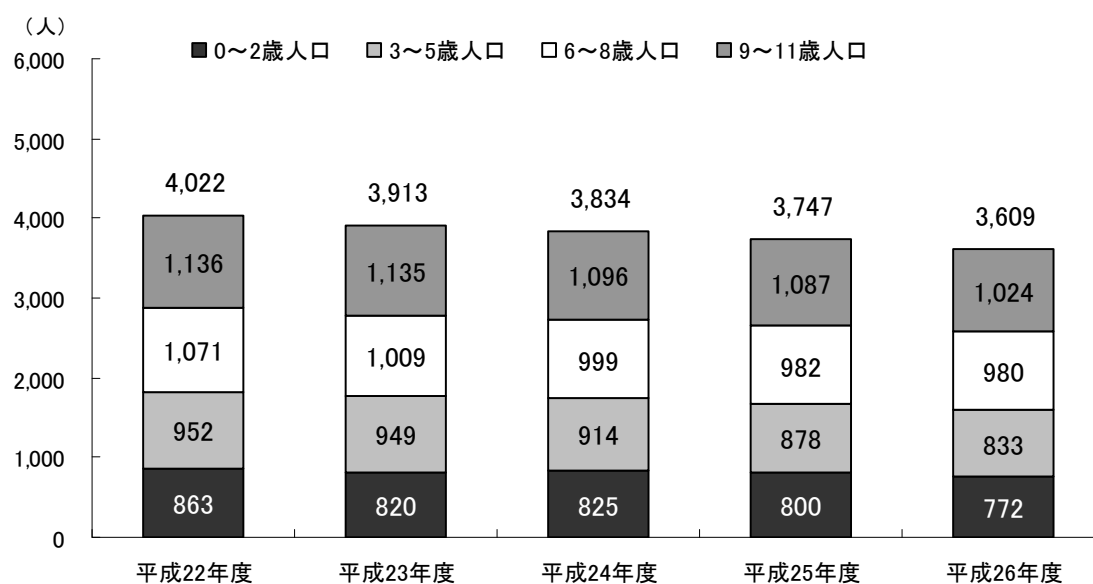
住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法によって本市の0～11歳人口の将来推計を行うと、平成26年度まで減少し続けることが見込まれます。

本計画の目標年度である平成26年度には、0～11歳人口が3,609人となり、うち0～2歳人口が772人、3～5歳人口が833人、6～8歳人口が980人、9～11歳人口が1,024人と見込まれます。

■推計児童人口（0～11歳）

単位：人

区 分	推 計				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳	282	274	268	257	246
1歳	263	282	274	268	257
2歳	318	264	283	275	269
3歳	319	318	264	283	275
4歳	304	323	323	268	287
5歳	329	308	327	327	271
6歳	349	334	313	332	332
7歳	323	349	334	313	332
8歳	399	326	352	337	316
9歳	360	397	325	351	336
10歳	369	365	402	329	355
11歳	407	373	369	407	333
合計	4,022	3,913	3,834	3,747	3,609



第3章 計画の基本理念

1. 基本理念

雲南市の次世代育成支援対策のめざす方向性として、次の基本理念を定めます。

安心して子育てのできる支えあいのあるまち
うんなん

雲南市総合計画では「生命（いのち）と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」を基本理念に掲げています。この総合計画に基づき、雲南市の子どもたちが、古より脈々と息づく神話に象徴される伝統文化に生まれ、ふるさとに愛着を持ち元気にのびのびと育つことは、将来の地域社会が発展するために欠かせないものであり、そのためには子どもたちを地域全体で支えていくこと、すなわち家族や地域の人たちで子育てに取り組むことが求められています。

この計画では、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備するとともに、生命の輝きがすべての住民をつなぐよう家族や地域住民が一体となって、子育てをすることのできる環境づくりを進め、「安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん」と誰もが思えるようなまちをめざします。



2. 基本的な視点

次世代育成支援の基本的な考え方である地域社会の様々な側面で、次世代を担う子どもたちが、安心して豊かに育つ環境をつくるため、雲南市では、3つの基本的な視点を踏まえ、計画を推進します。

視点1 子ども:子どもが生き生きと健やかに育つまち

少子化・核家族化の進行等の社会環境の変化により、影響を最も受けるのは子どもたち自身です。そのため、子どもたちの幸せを第一に考え、心身ともに健やかに成長することを尊重し、保障することが必要であるとの視点に立ち取り組みを進めます。

また、子どもは次世代の親になるという認識の下、子どもたちが自立して生きる力を養うことができるよう、長期的な視点に立った次世代の親づくりにもつながる取り組みを進めます。

視点2 家庭:子育て家庭が安心して子育てのできるまち

子育て家庭同士がともに支えあい、地域のサポートを受けながら、子育て家庭が安心かつ健全な暮らしのできるまちづくりを進めます。

また、仕事と子育ての両立の困難さや男女の固定的な役割分担意識など、少子化の要因となっているあらゆる社会的な障壁を取り除き、安心して子どもを生み育てられる社会の実現をめざします。

視点3 地域:子どもの成長と子育て家庭を地域社会が支えるまち

あらゆる人々が自分の知識と経験を生かしながら子育て支援に関わっていける場を提供しながら、地域社会のネットワーク機能を充実し、地域における子育て力を高めます。

また、地域、国や県、企業なども含めた社会全体の協働によって、次世代の子どもたちを育てるまちづくりを進めます。

3. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1： **地域**が子どもと親を支え、育てる環境をつくろう

地域社会の少子化・核家族化が進む中、子どもや子育てに対する不安感や負担感が高まっているため、子育て家庭に対する相談や情報提供、相互交流の場づくりなどの支援が必要不可欠となっています。また、子どもの健全な育成を図るためには、親も自信を持って子育てができることが必要であり、相談・指導・学習機会をつくっていくことも重要なテーマとなっています。そのため、地域の子育て支援サービスや保育サービスの充実を図るとともに子育て支援のネットワークを構築し、地域全体で子育て家庭と日常的にふれあい、必要などときには必要な手助けを行っていけるような地域ぐるみの子育て支援を推進します。

基本目標2： **親子**が健やかに育つ環境をつくろう

妊娠・出産・育児期は、心身の大きな変化に加え、ライフスタイルにも大きな変化をもたらす時期であり、母子の健康面に限らず、子どもを取り巻く家庭の環境を支えることが重要です。そのため、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、母と子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達を支援する取り組みを進めます。

また、思春期からの心と体の健康づくりのための保健対策や、子どもたちが安心して医療を受けられるような体制づくりを関係機関と連携しながら、充実を図っていきます。

基本目標3： **子ども**が健全に育ち、生きる力が身につく教育環境をつくろう

次世代の親になる子どもたちが「生きる力」を身につけ、個性豊かな心を育むことができるよう、行政と保育所・幼稚園・学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら教育環境の充実を図ります。

また、子どもの遊び場や居場所を確保し、地域の教育資源等を活用した、豊かな遊び・体験・学習のできる場を充実させながら、子どもたちが、家庭・学校・地域との関わりの中で、ふるさとの自然・生活・歴史等に触れ、ふるさとを大切にする心を育てる取り組みを進めます。

基本目標4：子育てに配慮した安全で安心な生活環境をつくろう

子どもや子ども連れの親が安全・安心できる生活環境をつくるためには、公共施設や交通機関におけるバリアフリー化や、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守る安全・防犯体制が課題となっています。

子どもを安心して生み育てることができるような安全・安心なまちにするため、良好な住宅・居住環境を整えるとともに、子どもや子ども連れの親が安全に歩行できる歩道の確保、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化などにより、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

また、行政や警察をはじめ、関係機関・団体・地域・家庭が一体となり、子どもたちの交通安全を確保する活動や、犯罪等の被害から守るための活動を推進し、子どもが安全に暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標5：仕事と子育てを両立できる環境をつくろう

共働き夫婦が増加する中、社会や家庭における責任を果たしながら、仕事と子育てを両立できる環境づくりは重要な課題となっています。

男女がともに家庭での役割を分担し、共同で家事・育児を担うことができるよう意識の啓発を推進します。また、就労形態の多様化に応じた保育サービスの提供や学童保育の充実を図るとともに、地域・企業・行政が連携し、子育ての時間を優先して働くことができる環境づくりの実現をめざします。

企業については、仕事における就業条件の向上、職場の保育施設の拡大に向けた働きかけなど、働く保護者が仕事と子育てを両立できるような環境づくりに努めます。

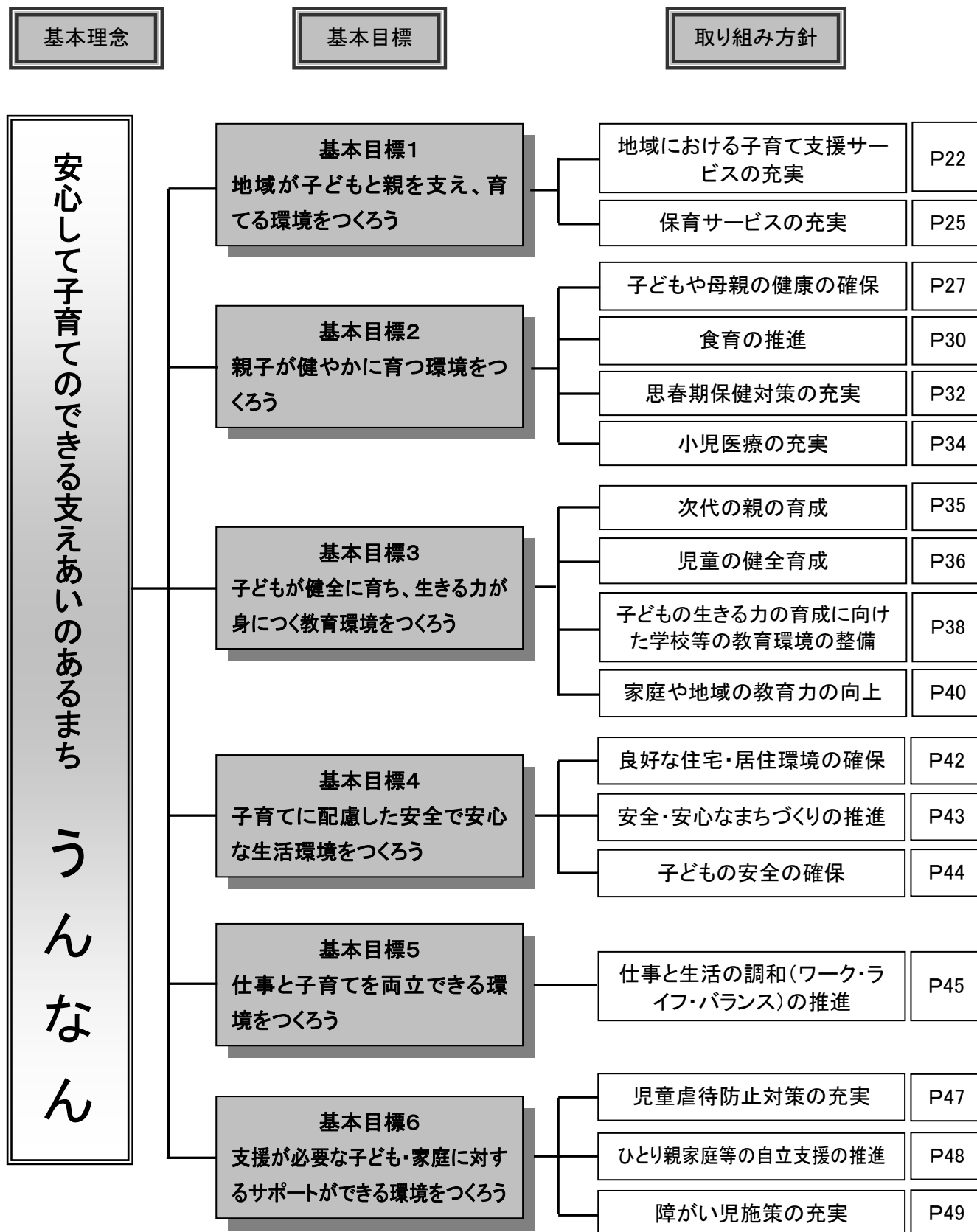
基本目標6：支援が必要な子ども・家庭に対するサポートができる環境をつくろう

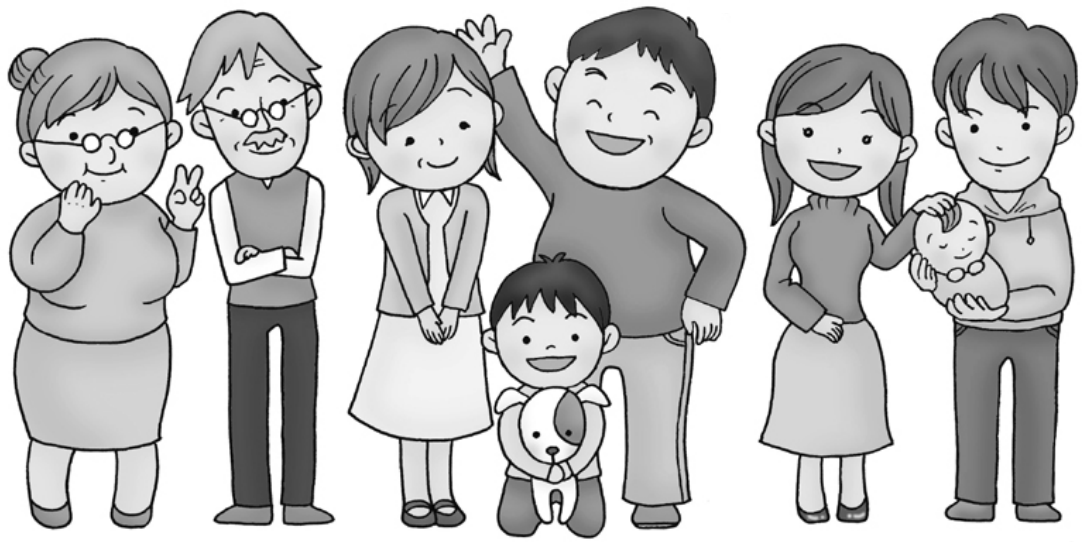
近年、社会問題となっている児童虐待の増加は、本市においても早急に対処すべき課題となっており、関係機関と連携した主体的な取り組みの推進が急務となっています。

育児不安や虐待・いじめ等の問題に対して、早期に発見し、適切な対応ができるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、各種在宅福祉サービスの充実による障がいのある子どもと家庭への支援を推進するとともに、障がいの有無や家庭環境等にかかわらず、地域の中で生き生きと暮らせるよう、行政と関係機関が中心となってサポート体制の整備や環境づくりをめざします。

4. 施策の体系







第4章 計画の推進

1. 計画を推進するために

(1) 関係機関の連携強化

すべての家庭に対する総合的な子育て支援を行っていくには、家庭・地域・学校・事業者・行政がそれぞれの立場で、必要に応じて連携し、支援しあいながら、それぞれの期待されている役割を主体的に果たしていくことが必要です。

庁内の関係各課をはじめ、自治会や子育て支援に関わる住民組織・児童相談所・医療機関・保健所・教育機関・警察等との連携を強化し、子どもたちの健全な育成や児童虐待の問題に取り組み、本計画の実効性の向上を図ります。

(2) 情報公開・提供の充実

ホームページや情報等を活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。

また、市役所の担当部署における情報の共有化を進めることで、より効率的に本計画の推進を図ります。

(3) 市民参加の推進

計画推進のためには、保育所及び幼稚園、小・中学校並びに企業や行政だけでなく、地域全体で子育て支援・子どもの健全育成に取り組む必要があります。それらにかかる意識啓発を行い、家庭、地域でできることから積極的に子育て支援や子どもの健全育成を推進していく必要があります。市民と行政、団体、そして地域が連携して、よりよい子育ての環境づくりを推進します。

(4) 国、県、近隣自治体との連携

県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。さらに、本市の主体性を確保しつつ、国、県に対し必要な支援等を要請するとともに、積極的に情報交換などを進め効果的に施策を推進します。

2. 重点プロジェクト

本市では、ニーズ調査結果や「雲南市次世代育成支援対策地域協議会」での意見等を踏まえながら、後期計画期間（平成22年度～平成26年度）において、体系の枠組みを越えて横断的に取り組む必要がある課題や特に力を入れていく施策について、次の4つの項目を掲げます。

（1）子育てに関する経済的支援

ニーズ調査によると、本市に対する子育て支援施策として、「医療費の助成や手当の充実」や「保育所や幼稚園の費用負担の軽減」など経済支援を求める声が多くみられました。乳幼児期・幼少期などは子どもも病気にかかりやすく医療費も多くかかってきます。

そのため、本市においては、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の助成について推進するとともに、保育所等の費用負担の軽減を図ります。

◆保育所等の費用軽減

国の動向等を踏まえながら、引き続き、保育所等の費用負担の軽減を図ります。

◆小児医療費の助成

乳幼児等医療費について、就学後においても制度の拡充を図ります。

◆各種手当の支給

子ども手当や児童扶養手当等、国の制度に基づき手当を支給します。

（2）食育の推進

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。

本市においては、“食”は生命いのち — 学び・伝える 雲南の食育 —”をテーマに、この豊かな風土を次の世代へしっかりと受け継ぎ、将来にわたって市民が健康で豊かに暮らせるようお願いを込め平成21年3月に「雲南市食育計画」を策定しました。

この「食育推進計画」の推進に併せた事業を同時展開することで、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

◆食べ物からの健康づくりの推進

離乳食教室や栄養指導等を通じて、食に関する学習の機会や情報提供を進め、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を推進します。

◆地元食材を使った食育活動の推進

「雲南市食育計画」の重点プロジェクト、“子ども「食の実践」プロジェクト”により、子どもが自ら弁当をつくる「弁当の日」活動や栽培、収穫等体験学習、早寝早起き朝ごはん運動等、家庭と連携した実践的な食育活動の推進を図ります。

(3) 多様な保育ニーズへの対応

核家族化の進行や保護者の就労形態の多様化により、保護者の保育ニーズも大きく変化しています。これら多様化する保育ニーズに対応した、保育サービスの充実や放課後等における子どものケアが必要です。

◆保育所における特別保育などの充実

多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応した、弾力的できめ細かな保育サービスを提供できるよう、延長保育や一時保育など保育所機能の充実・強化を図ります。

◆幼稚園における預かり保育

幼稚園の教育課程終了後や長期休業期間中などに、地域の実態に応じて、希望する人を対象に「預かり保育」を実施します。

◆放課後児童クラブ

ニーズ調査によると、長時間開設や土曜日の開設等を求める声も多くみられ、これらニーズに対応します。

◆支援が必要な子ども等への支援

就学前児童に限らず保育所等の未就学児への支援体制（システムづくり）を引き続き整備するとともに、庁内体制の連携を強化します。また、在宅児への支援についても、健診時等の機会を活用しながら、情報提供に努めます。

◆幼保一体化等の検討

国の動向や地域実情等を踏まえながら、認定子ども園制度等、様々な制度の導入を検討していきます。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

本市におけるニーズ調査結果から現在就労していない女性の方のうち、7～8割の母親に就労希望がありました。女性の就労意欲が高まる中、子育て家庭においては子どもと接する時間を持ちたいと思っても雇用環境により仕事と家庭を両立させることが難しい方も多くみられます。

男女問わずすべての人が仕事と生活の調和がとれた多様な生き方が選択できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めます。また、国、県と連携しながらワーク・ライフ・バランスについて企業に啓発していきます。

◆父親の育児参加の促進

父親のための育児教室や研修会等を積極的に開催するなどの意識啓発を図りながら、「雲南市男女共同参画計画」に基づく男女共同参画社会づくりを進めていきます。

◆職場への意識啓発

雇用環境の改善や就労支援制度の広報活動等を進めるとともに、国、県と連携しながら、一般事業主行動計画の策定を働きかけていきます。

3. 施策の展開

基本目標1： **地域**が子どもと親を支え、育てる環境をつくろう

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- ◆近年、子どもの減少や人口の流出、核家族化の進行等により、地域のコミュニティが成り立たなくなるなど、地域社会の養育機能が低下しています。また、子どもたちも年齢の異なる子どもや大人とのふれあい、地域の伝統行事等への参加が少なくなり、地域のよさが実感できなくなってきました。このため、地域の活動を通じて、豊かな人間関係を築き、地域で生きる喜びを感じとれるようにする必要があります。
- ◆保健師による居宅訪問では、生後4か月までの乳幼児のいる家庭を全戸訪問し、子育てに関する相談や助言を実施しています。子育てで不安が大きくなる生後1か月頃に、保健師が関わることで、育児不安の軽減につながっています。また、乳児の予防接種や健診・相談の案内も行っており、子育て中の母親が孤立しないよう支援をしています。
- ◆保育所と地域のつながりを密にすることで、地域に開かれた社会資源として、要望に応じて園庭の開放、保育所地域活動事業等を実施していく必要があります。
- ◆子育て支援に関する情報提供を十分に行い、市民に認知してもらうことが大切であり、ホームページ等を活用し、周知・啓発していく必要があります。
- ◆平成21年度において、地域全体で子どもの健全な育成のための環境づくりの機運を高めるとともに、子育て支援に関わる各種団体の活動・事業の枠を超え、横断的・有機的に連携させるため「こどもまつり」を開催しました。今後もこのような取り組みを随時行っていく必要があります。

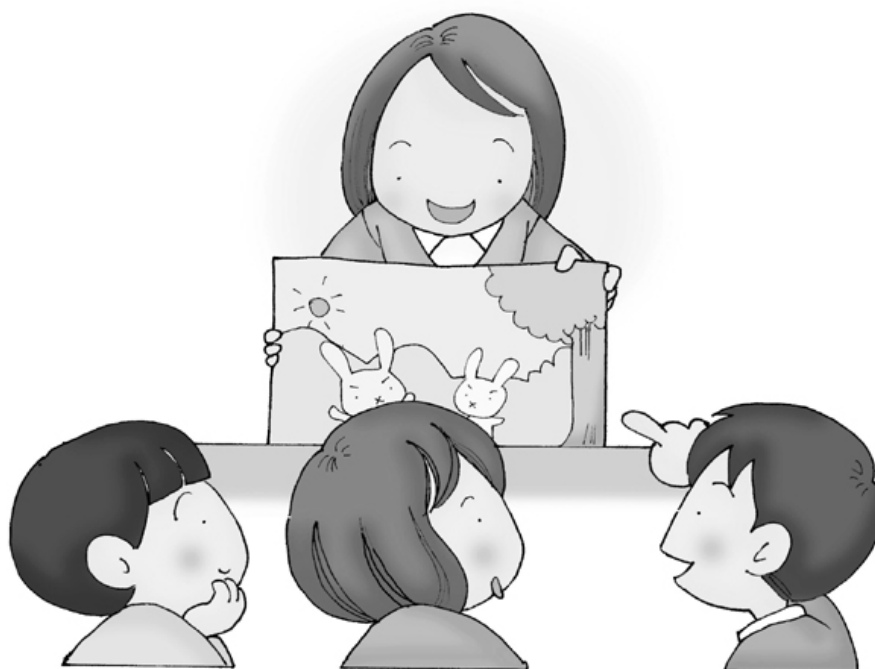
今後の方向性

- 子育て支援センターのさらなる充実を図るとともに、要望の多い事業の開催や地域での相談体制の強化を行い、地域の子育て支援サークル、幼稚園、保育所、ファミリーサポートセンター等との連携を図り、地域全体の子育て力の向上をめざします。
- 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、意識啓発等に取り組みます。そのためには、子育て家庭の状況や子育て支援に関する取り組みや制度等をパンフレットやインターネット、講演会などを活用し、積極的に発信します。
- 地域における子育て支援の担い手を把握するとともに、それらの担い手が地域において効果的な取り組みを展開できるよう、情報共有や連携・交流の場となるネットワークづくりを行い、子育て家庭を地域全体で支援するシステムを確立し連携強化に努めます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
子育て支援サービスの充実	<p>○こんにちは赤ちゃん事業</p> <p>保健師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、育児相談や情報提供を行います。</p>
	<p>○乳幼児健診の実施</p> <p>個別健診は、1歳に達するまでの前期、後期の2回を医療機関に委託し、実施します。集団健診については、4か月児・10か月児及び1歳6か月児・3歳児を対象に月ごとに各2会場で実施します。</p>
	<p>○保育所地域活動事業</p> <p>保育所においては、世代間交流（福祉施設への訪問を通じ、地域のお年寄りと伝承遊び、季節的行事を通じた交流）や地域の子どもたちの異年齢児交流等の地域活動を通じ、地域との連携や交流を深めていきます。</p>
	<p>○子育て支援センター事業</p> <p>子育て家庭の居場所づくりとして、また、子育て親子の交流の場、相談の場、お互いの情報交換の場として、子育て支援センター事業を引き続き、実施します。同事業においては、育児に関する講座や子育てサークル等への支援も行い、子育てをする親がアクセスしやすい情報提供・相談体制の充実を図ります。</p>

第4章 計画の推進

主な施策	事業名等・取り組み内容
子育て支援サービスの充実	<p>○ファミリーサポートセンター事業</p> <p>ファミリーサポートセンター事業は、子育ての援助をして欲しい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。この事業の一層の充実を図り、子育てサポーターの養成に向け、会員研修の開催や会員数の確保に努めます。</p>
子育て支援のネットワークづくり	<p>○ネットワークづくり</p> <p>子育て支援センター、子育てサロンなど地域で子育て支援に取り組む関係者による子育て連絡会（仮）等の開催を通じ、子育てネットワークを構築し、子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業など各事業の連携の強化を図ります。</p> <p>○情報提供の充実</p> <p>子育てサロンの紹介等をホームページ上で行っています。今後も、活動団体等の情報を多くの市民に認知してもらえよう積極的な情報発信に努めるとともに、「子育てガイドブック」の作成・配布など情報提供を図ります。</p>



(2) 保育サービスの充実

現状と課題

- ◆ 保育所では、年々児童が増加しており、待機児童が発生するなど、入所ができない状況となっています。待機児童を解消するため、保育施設の整備等も含めた検討が必要です。
- ◆ 幼稚園においては、保護者の就労の有無や家庭環境にかかわらず、保護者が幼稚園を選択できる子育て環境をめざし、「幼稚園教育の充実」と「子育て支援の充実」を図る必要があります。
- ◆ 保育所の開所時間や延長保育、一時預かり保育等の特別保育事業については、景気の動向や保護者の生活時間の多様化などもあり、サービスの拡充が求められています。
- ◆ 保育士などの研修の充実については、施設での保育だけでなく、家庭での子育てや保護者への支援に対応するため、さらなる研修の充実が必要です。

今後の方向性

- 保育サービスについては、これまでも施策の推進を図ってきましたが、ライフスタイルの多様化が一段と進み、保育サービスに対するニーズは多種・多様化していることから、引き続き施策の推進を図る必要があります。
- 平成 21 年度から木次幼稚園及び三刀屋幼稚園において、5 歳児を対象とした幼稚園預かり保育事業を試行実施しています。幼稚園における預かり保育事業については、この試行状況を踏まえ、他の幼稚園での事業展開に努めます。
- 保育所等の費用負担の軽減を求める声が多くみられたことから、保育所保育料等の子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 国における保育分野の制度・規制改革等の動向を踏まえながら、本市の地域実情に対応した各種保育サービスの充実を図ります。
- 多様な保育ニーズに対応しながら各種保育サービスの充実や保育の質を高めるため、保育士等の各種研修事業へ積極的な参加を推進します。
- 病後児保育事業については、平成 21 年度から「だいたい病後児保育室」にて実施していますが、事業周知を図り利用拡大に努めるとともに事業を継続していきます。

第4章 計画の推進

主な施策	事業名等・取り組み内容
<p>保育サービスの拡充・充実 多様な保育ニーズへの対応</p>	<p>○待機児童解消 保育所入所児童数を踏まえ、保育所定員の見直しや保育士の確保に努めます。</p>
	<p>○特別保育事業（延長保育事業・一時保育事業・休日保育事業等） 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育等実施保育所の拡大を検討していきます。</p>
	<p>○病後児保育事業 利用状況等を踏まえながら事業を継続していきます。</p>
	<p>○幼稚園における預かり保育事業 幼稚園における預かり保育事業は、通常保育日及び長期休業中（夏季、冬季、学年末）における、長期預かり保育（月額制）と一時預かり保育（日額制）を実施します。</p>
	<p>○保育の質の向上 保育サービスの質や職員の専門性の向上のため、各種研修に参加し、実践に活かします。また、私立認可保育所についても、平成21年度から保育の質の向上に係る研修事業等補助金を交付しています。</p>
	<p>○保育所等の費用軽減 国の動向等を踏まえながら、引き続き、保育所保育料等の適正な軽減に努めます。</p>
	<p>○幼・保一体化の検討 国においては、幼・保一体化を含め、包括的・一元的な制度の構築を進めており、これらの動向等を踏まえながら、また、地域実情に応じたサービス提供ができるよう、認定子ども園制度など、様々な保育制度の導入を検討し、保育所、幼稚園の運営の効率化に努めます。</p>

基本目標2：親子が健やかに育つ環境をつくろう**(1) 子どもや母親の健康の確保****現状と課題**

- ◆本市においては、妊娠や出産、子育てに関する情報の提供を健康推進課や各健康福祉センターにおいて実施しています。しかし、来所が難しい方においては、情報提供が不十分であり、それらの方々に対する情報提供体制の構築が求められています。
- ◆育児相談や離乳食教室を開催することで、子育ての悩みの解消や母親同士の交流の場となっています。

今後の方向性

- 子育てに関する様々な情報をタイムリーに提供できるよう、相談窓口の明確化や子育てに関する情報の一元管理など、子育て家庭が利用しやすい形での情報発信に努めるとともに、来所が難しい方については、ホームページや市の広報により情報提供を行います。
- より身近な地域や子育て中の親同士による気軽な交流の場において、情報交換が図られ、育児スキルの向上や、育児不安の解消ができるよう努めます。また、不安や悩みに早期から対応できる相談体制の強化に努めます。
- 子どもの頃から正しい生活習慣を身につけるため、妊婦及び乳幼児期の子どもを持つ親に対する健康教育の充実を図り、生活習慣の確立のために支援します。また、学校・家庭・地域など多様な主体と連携を図りながら、乳幼児の親やこれから親になる世代等、市民に対して、正しい生活習慣に関する知識の普及啓発を推進します。
- 身体教育医学研究所うんなんにおいては、引き続き小学校等での運動指導や評価活動を行うとともに、養成をした市内の地域運動指導員との連携を図りながら事業を進めていきます。

第4章 計画の推進

主な施策	事業名等・取り組み内容
情報発信・情報提供の充実	○妊娠、出産、子育てに関する情報提供 健康推進課や各健康福祉センターにおいて、妊娠や出産、子育て、不妊に関する相談窓口や学習・交流事業、施設及び制度の紹介等、きめ細かく情報を提供します。また、ホームページや市の広報を活用し、情報提供を積極的に行います。
子育てに関する相談・指導の充実	○生後4か月までの乳児全数訪問やハイリスク乳児等への個別相談等 母子健康手帳発行時等に面接指導によって妊婦への個別相談指導を行うとともに、乳児訪問時には母親に対する産後うつチェックを行い、産後不安定な心理面に寄り添い、支援が必要な母親には継続してフォローします。また、育児相談、離乳食教室等を通じて、乳幼児の子どもを持つ保護者への個別相談、グループワークを行います。 ○育児学習や交流の場の提供 乳幼児健康診査の集団健康診査や発達クリニックでは、育児学習や交流の場を持ちながら育児に対する不安を軽減します。
健康診査の充実	○妊婦・乳幼児健康診査 妊婦健康診査については、医療機関への委託によって個別健康診査を継続します。また、乳幼児健康診査についても、集団健康診査を継続的に実施するほか、医療機関委託による個別健康診査を継続実施します。 また、赤ちゃん健診や乳幼児健診により発達チェックを行い、疾病や障がいの早期発見、早期療育につなげます。
乳幼児期からの健康づくりの推進	○各種予防接種 集団予防接種と個別予防接種を継続実施します。また、予防接種の重要性を周知し、接種率の維持・向上に努めます。 ○栄養指導、歯科指導等 乳幼児健診、育児相談、離乳食教室等の際に、栄養指導、歯科指導等、基本的な生活習慣の啓発をしながら、小さい頃からの生活習慣病予防に取り組みます。また、フッ化物洗口（フッ素化合物を使用した虫歯予防）についても、市内全域で実施する予定です。
子育て家庭や親子の交流促進	○子育て家庭の交流 育児相談、離乳食教室を通じて、子育て家庭の育児教室や育児交流の機会を引き続き、設けていきます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
子育て家庭や親子の交流促進	<p>○ブックスタート事業</p> <p>4か月児健診時のブックスタート事業を継続実施し、赤ちゃんと保護者に絵本を提供し、絵本を通じた親子の語り合いや家庭での読書のきっかけづくりに取り組みます。</p>
身体教育医学研究所 うんなんの活用・取り組み	<p>○身体教育医学研究所 うんなんの取り組み</p> <p>子どもから高齢者までの身体能力の維持をテーマに、研究・啓発を行っていく研究機関「身体教育医学研究所 うんなん」を中心として、各世代の健康づくりを推進します。市民のライフステージに応じた教育活動の展開として、子どもたちの健全な生活習慣の確立、運動器疾患の予防をテーマに小学校等での運動指導を行います。また、評価活動として児童の転倒・外傷実態、体力テストの分析等も実施します。</p>



(2) 食育の推進

現状と課題

- ◆子どもたちが心身ともに健康に生活していくためには、子どもの頃から適切な生活環境を整えることが大切ですが、近年、子どもたちの間では、朝食を抜くなどの食習慣の乱れや肥満・痩身傾向などの健康に関する問題が増えています。
- ◆子どもの頃から正しい食生活を身につけることは、生涯にわたる健康づくりの面からも重要です。親自身の生活習慣が子どもに与える影響を考え、乳幼児期から親子がともに規則正しい生活習慣を身につけていくことが必要です。
- ◆本市においては、地元食材を使った給食が全市に普及しつつあり、米と牛乳は100.0%、野菜は、40.7%となっています。引き続き全市に地元食材を使った給食が普及できるように、関係機関が連携して、実施していく必要があります。

今後の方向性

- 望ましい食習慣の定着により、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりがなされ、心身の健全育成や家族とのコミュニケーションを図ることが期待されます。そのため、子どもの調理活動や生命に触れる体験を増やしていく取り組みを推進します。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、望ましい食習慣の定着を図るとともに、地元の農産物に対する知識を身につけ食を通じて豊かな家庭や地域が築けるよう取り組んでいきます。
- 食と栄養に関する知識の普及啓発活動や相談の場を利用した食育指導や、給食の場などを通して、食や栄養に関する知識の習得と意識の高揚などを図る取り組みを行います。
- 給食の食材に地元農産物を取り入れるなど、地元の農産物に親しみ、雲南の食の豊かさを知る機会を多くすることで、地元に対する愛着を持てるよう地産地消を推進します。

主な施策	事業名等・取り組み内容
食べ物からの健康づくりの推進	<p>○栄養指導の実施</p> <p>母子健康手帳発行時に、妊婦への個別相談指導を行います。また、乳幼児健康診査や離乳食教室を継続実施し、保健師や栄養士による栄養指導を行います。</p>
	<p>○健康づくり推進協議会</p> <p>保健所や医療関係者で構成する「健康づくり推進協議会」を中心に、小児期からの生活習慣病予防を充実します。</p>
	<p>○子ども「食の実践」プロジェクト</p> <p>雲南市食育計画に基づく、子ども「食の実践」プロジェクト（小中学校での「弁当の日」や「早寝早起き朝ごはん運動」など）を通じ、食育活動の推進を図ります。</p>
地元食材を使った食育活動の推進	<p>○地産地消の推進</p> <p>地元農家との連携を進め、地元産の安全な野菜を学校給食に供給する取り組みを継続して実施するとともに、産直市等を通じ、雲南の食の魅力を伝えることで、市内全体での地産地消の取り組みを一層進めます。また、平成21年度に立ち上がった「うんなん食育ネット（雲南市食育計画に基づく食育活動の推進会議）」により、食育関係団体と連携しながら食育活動の推進を図ります。</p>



(3) 思春期保健対策の充実

現状と課題

- ◆思春期は、小児期から成人期の移行期にあり、身体面、精神面の発達や変化が著しい時期でもあります。この時期においては、性感染症や人工妊娠中絶などの性行動の問題、喫煙・飲酒の影響、薬物乱用、過剰なダイエット、不登校やひきこもり等、解決すべき課題は多様化、深刻化しています。
- ◆本市では、教育支援センター(加茂なかよし教室・加茂フレンドクラス、三刀屋ふぁーすと、大東ほっとはぁーと)を開設し、あわせて吉田・掛合への訪問支援員として相談員1名を掛合中学校に配置し、児童生徒や保護者の相談活動を実施しています。
- ◆本市における不登校の児童生徒数は、年々減少傾向にあるものの、依然として県平均よりやや高い状況ですが、小中学校へスクールカウンセラーや支援員を派遣し、不登校等の未然防止を図るとともに、教育支援センターによる相談、体験活動及び学習支援に取り組んでいます。

今後の方向性

- 思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する健全で正しい意識づくりや各種の性感染症の予防、エイズに関する指導を含む性教育を実施します。
- 喫煙や薬物等の有害性に関する知識普及などを図るとともに、悩みや不安について子どもや親が気軽に相談できるようスクールカウンセラーを派遣するなど、相談支援体制の充実を図ります。

主な施策	事業名等・取り組み内容
思春期保健等の充実	<p>○思春期保健</p> <p>雲南保健所、雲南圏域健康長寿しまね推進会議等と協力しながら、小・中学校等への、タバコや薬物の害等の正しい知識の普及・啓発を図ります。また、要請のあった小・中学校等へは、食生活改善推進員等と連携を図りながら、生活習慣病やバランスの良い食事づくりの指導も行います。</p>

主な施策	事業名等・取り組み内容
心の相談窓口、児童・生徒のための相談窓口の充実	<p>○思春期の心の相談</p> <p>スクールカウンセラーによるカウンセリングや保護者支援、教育支援センターによる児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動等を継続して実施するとともに、不登校、引きこもり等、思春期の心の相談を充実させます。</p> <p>また、各センターの特性を活かすとともに、連携を図りながら、不登校対策支援を実施していきます。</p>



(4) 小児医療の充実

現状と課題

- ◆本市においては、ニーズ調査結果より行政への要望として、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が上位意見として挙げられています。少子化が進行する社会において子どもたちが健やかに育っていくためには、乳幼児・小児医療の充実を図ることが主要な課題となっています。
- ◆子育て家庭に対し、乳児訪問や各種健診、健康教室や相談時に医療機関等の情報提供を行っています。

今後の方向性

- 医療の給付や医療費の助成等に関する情報提供や相談の充実を図るとともに、子どもたちが安心して医療が受けられるよう、島根県や大学等関係機関と連携を図りながら、医師確保対策等に引き続き取り組みます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
医療機関に関する 情報提供の充実	○小児救急電話相談事業等 休日・夜間の急な子どもの病気の対処法について電話で相談できる、島根県小児救急電話相談（#8000）事業のさらなる周知を図るとともに、救急指定医療機関等についての情報提供の充実を図ります。
医療費負担の軽減	○小児医療費の助成 子どもを持つ家庭が、容易に十分な治療が受けられ、疾病の早期治療により子どもたちの健康を守るため、乳幼児等医療費について、就学後においても制度の拡充を図ります
相談・指導体制の充実	○相談体制の充実 市内医療機関と随時連携をとりながら、医療に関する正しい知識が普及するよう努めるとともに、小児医療に関する相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。
	○関係機関の連携強化 市外の医療機関を含めた県東部エリアにおける関係機関との連携を強化します。また、健やかな子育て支援につなげられるよう、小児科・産婦人科医とも連携を密に行います。また、かかりつけ医の必要性などを啓発することでかかりつけ医の推進を図ります。

基本目標3： **子ども**が健全に育ち、生きる力が身につく教育環境をつくろう

(1) 次代の親の育成

現状と課題

- ◆子どもは、地域における様々な遊び・運動・活動・異世代との交流を通じて、学校では得られない経験をたくさんすることができます。将来、社会を担う「次世代の大人」として主体性のある自立した子どもを育てていくには、学校だけでなく地域や家庭においても、子どもと地域住民との交流を推進していく必要があります。
- ◆小中高生と乳幼児や子育て中の親がふれあえる機会が少なくなっており、今後、それら世代がお互いにふれあえる機会の場を提供していく必要があります。
- ◆本市の学校では、『夢』発見ウィークや家庭科、福祉施設訪問等の機会に保育体験学習を実施しています。これらの学習を通して子どもとのコミュニケーションや命の大切さを学ぶことができ、次代の親としての意識啓発につながっています。
- ◆子どもたちの生きる力を育むため、本市独自のキャリア教育プログラムである「夢」発見プログラムを策定し、市内の企業の協力のもと職場体験学習を実施し、地域との交流を図っています。
- ◆商工会、J A、社会福祉協議会等の各種団体が、後継者育成、啓発等を目的として、子どもたちと関わる活動を推進しています。

今後の方向性

- 小・中学生・高校生等が、保育所・幼稚園での乳幼児とのふれあい等の体験を通して、家庭の大切さや子どもを生み育てることの喜び、楽しさ、意義を知り、次代の親としての自覚と責任、社会性を育むための取り組みを展開します。
- 地域の人たちが、地域の子どもたちをどう育てるかを主体的に考え、積極的に子どもたちの育成に関わろうとする機運を、あらゆる機会を通じて醸成します。

第4章 計画の推進

主な施策	事業名等・取り組み内容
子どもを生き育てる ことの意義に関する啓発	<p>○保育体験学習（中学生・高校生）</p> <p>保育所や幼稚園等で乳幼児らとふれあい、体験学習を通して豊かな心を育むため、関係機関が協力して、学校における保育に関する学習を支援します。</p> <p>交流センターや集会所等を活用して、中学生・高校生が乳幼児や子育て中の親、小学生等とふれあう機会を提供するとともに、地域に向けた啓発活動を積極的に行います。</p>
	<p>○子育て支援施設等での交流</p> <p>子育てサロンや子育て支援センター事業を通じて、小中高生が、乳幼児や子育て中の親、地域住民とふれあうことのできる交流の場づくりを推進します。</p>
	<p>○『夢』発見ウィーク</p> <p>地域の人たちとふれあい、雲南市のよさを実感し、将来の夢や希望を育てる『夢』発見ウィークを、学校や関係機関と協力して推進します。また、地域の大人も地域の良さを理解し、自分の仕事に誇りを持ち、自信を持って子どもたちの育成に関わることで、地域の教育力を高め、子どもたちの生きる力を育成します。</p>

（2）児童の健全育成

現状と課題

- ◆情報化・少子化・核家族化等の進行に伴う子どもたちの自然体験や集団遊びの機会の減少は、豊かな心や健やかな体の発達を阻害する恐れがあります。
- ◆本市では、市内25か所で放課後子ども教室を、市内9か所で放課後児童クラブを開設しています。放課後児童クラブについては、小学校区単位での開設も望まれています。今後、既存の遊休施設の活用や新規開設も含め検討していく必要があります。
- ◆青少年の国際交流では、雲南市国際交流員として諸外国の青年を招致し、学校訪問、外国語教室、イベント等を実施しており、子どもたちが外国の生活や文化にふれる機会の場となっています。

今後の方向性

- 本市では地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる場の充実を図るとともに、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童のための学童保育の充実に努めます。また、地域と一体となった青少年の健全育成を図るとともに、幼児・児童の健康増進にも努めます。
- 子どもたちが社会へとはばたいていくうえで、人を思いやる心やコミュニケーション能力を育てることは不可欠です。異なる年齢の子どもたち同士での交流や国際交流を通して社会性を身につけ、生きていくために必要な、問題解決能力や豊かな人間性、国際性などを身につけられる機会を提供していきます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
放課後子どもプランの充実	<p>○放課後子ども教室</p> <p>放課後・土日・祝日・長期休業等に小学校の余裕教室、交流センター、市内の文化体育施設等を活用し、子どもたちの安全を見守ったり「学び」をサポートするボランティアの参画を得て、昔遊びやスポーツ・文化活動、野外活動、四季折々の催しなど、様々な体験や「学び」の機会を提供し、子どもの「生きる力」を育てます。また、各地域ごとに推進体制を整備し、「地域の子どもたちを地域みんなで育てる」環境づくりに努めます。</p>
	<p>○放課後児童クラブ</p> <p>アンケート調査結果では、長時間開設や土曜日の開設等を求める声も多く見られ、これらニーズに対応した放課後児童クラブの開設時間への移行を図ります。（平成 22 年度より全放課後児童クラブ施設において土曜日の開設を実施します。）</p>
青少年の国際交流の推進	<p>○青少年の異文化交流</p> <p>小・中学生・高校生を対象に、諸外国の青少年との交流を促進し、共同生活・共通体験等を通じて、相互の交流を深め、新しい時代の青少年の国際性の育成を図ります。</p> <p>また、国際交流員を中心として、子どもたちが異文化にふれられるイベント等を開催します。</p>

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

現状と課題

- ◆学校教育は子どもたちに「生きる力」を培うことを目標とし、一人ひとりの能力や適性に応じた教育を展開していくことが求められています。
- ◆地域との連携も進んできており、学校支援地域本部事業の活用等により、地域の方々が講師として学校で児童生徒に関わる機会も増えてきています。地域の方にとっては自らの体験や学習が、次世代の育成につながるという面があり、新たな生きがいつくりの場ともなっています。
- ◆幼稚園・保育所・小中学校が互いに、子ども同士の交流の機会や、職員の意見交換・共同研究の機会を設けるなど積極的な連携を図ることが求められています。
- ◆校舎・園舎が老朽化しているもの、設備が不十分なものがあり、計画的に整備を進めていく必要があります。

今後の方向性

- 教育支援コーディネーター、社会教育担当者、地域づくり担当者等が連携し、地域と学校を結ぶコーディネート機能の発揮に努めます。そして、地域の連携組織である地域自主組織との連携を図り、中学校区を基本にして、学校にとっても地域にとってもメリットのある学校地域連携体制の構築をめざします。
- 教育・福祉など関係機関が協力し、人間形成の基本となる幼児教育や、発達障がいなど特別の支援が必要な子どもへのきめ細かな指導・支援の充実を図ります。また、いじめ・触法行為等の問題行動や不登校に対応するための専門的な相談体制を整備します。
- 引き続き、幼稚園・保育所・小・中学校間において、情報交換や交流会・学習会の開催等を実施し、連携・協力を進め、次世代を担う子どもの育成に努めます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
地域に開かれた学校づくりの推進	<p>○学校と地域との連携</p> <p>学校は、地域の人材を積極的に取り入れるとともに、地域に向けた情報発信にさらに努めます。また、社会教育担当者等の持つコーディネーター機能の活用に努め、雲南市独自の地域と学校の連携体制を創造します。</p>
ふるさと教育の推進	<p>○ふるさと教育の推進</p> <p>学校及び地域での学習で地域の人々と直接関わることにより、ふるさとの自然や生活・歴史は、人々の協力によって支えられていること、自然環境と結びついて営まれていること、人々の工夫や努力により守られながら変化していることを実感し、ふるさとを大切にする心を育てます。</p> <p>また、地域の人たちもふるさとに誇りを持ち、それを子どもたちに伝える大切さを理解できるよう、大人への啓発活動にも努めます。</p>
保育所・幼稚園・小・中学校の連携	<p>○保・幼・小・中の連携・協力</p> <p>保育所・幼稚園・小・中学校間などで、積極的に情報交換や学習会を開催し、それぞれの特性を相互理解することで、子どもたちへのきめ細やかな教育の推進を図ります。</p>
保育所・幼稚園・小・中学校等の施設整備	<p>○施設の整備</p> <p>施設の安全管理を優先し、子どもたちが安全で安心して生活ができ、豊かな自己実現ができる施設をめざし、計画的に整備事業を進めます。</p>
図書館等施設の充実	<p>○図書館の活用</p> <p>市内公立図書館（室）では、子どもたちへの読み聞かせを実施し、子どもの読書活動の推進に努めます。また、児童書の充実を図り、子どもが健やかに余暇を過ごすことができる環境づくりに努めます。</p>

(4) 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- ◆ 基本的な生活習慣、社会的マナー、自制心及び自立心などを育成するうえで、重要な役割を果たすのは家庭教育です。しかし、近年、親としての自信の喪失、親子のふれあいや家族団らんの時間が減少するなど家庭における教育力の低下が指摘されています。
- ◆ 次代を担う人間として求められる、知力や体力、主体性や協調性、問題解決能力などを、学校教育だけでなく、家庭や地域の中で身につけさせるという意識を、大人みんなが持つことが求められています。
- ◆ 小学生以上の子どもにとって、学校は生活時間の多くを過ごす場となります。その学校において、教育の充実はもちろんのこと、子どもの心のケアの充実を図ることは、とても効果が高く、地域や家庭、行政にはそれらについての理解と支援が求められています。
- ◆ 家庭・地域は、学校を支援するコーディネーター等の力も活用し、学校と教育目標や重点指導内容を共有するなど、協働して子どもの教育にあたり、自らの教育力を高める必要があります。

今後の方向性

- 次代を担う子どもが自立し、心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、親子のふれあいを大切にした活動の場を積極的に提供します。
- 保育所や幼稚園、学校や身近な地域における子育てに関する学習や交流機会、情報提供の充実を図ります。
- 地域における教育力の向上をめざし、学校とともに、地域で家庭教育を支援する機運の醸成と支援体制の整備、啓発に努めます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
地域の教育力の向上	<p>○子どもの体験活動や世代間交流</p> <p>地域住民や関係機関等が協力して、放課後子ども教室事業やふるさと教育、「夢」発見ウィークなど子どもの体験活動や世代間交流の充実に努めます。</p> <p>また、これらの展開により、市民が本市のよさや教育力の高さを自覚できるようにし、学ぶ意欲を高めて学んだことを地域に還元する「知の循環型社会」の形成をめざしながら、地域の教育力の向上を促します。</p>
	<p>○関係機関の連携強化</p> <p>すべての市民が、自らのふるさとを託す子どもたちの育成に主体的に取り組むという自覚を持てるよう、子どもを取り巻く地域自主組織、PTA、ボランティア等関係機関の連携を強化します。</p>
家庭の教育力の向上	<p>○学校・地域が連携した家庭教育支援</p> <p>家庭教育の支援は、子どもを取り巻く課題を把握しながら推進していくことが大切です。このことから、社会教育担当職員（仮称）を中学校区に配置し、教職員やPTA・地域関係者との連携を図りながら地域ぐるみで家庭教育力の向上をめざす取り組みを推進します。</p>
良質な社会環境の維持・確保	<p>○有害環境対策の推進</p> <p>警察等関係機関と連携し、子どもを取り巻く社会環境を良好な状況に維持できるよう努めます。</p> <p>併せて、学校での薬物、性教育、金銭教育、人権教育など将来必要な生き方についての学習を市民へ周知しながら、これらの取り組みへの理解を深めていきます。</p>

基本目標4：子育てに配慮した安全で安心な生活環境をつくろう

(1) 良好な住宅・居住環境の確保

現状と課題

- ◆子育てを支援する生活環境を整備していくうえでは、道路や公共施設、遊び場だけでなく、良好でゆとりある居住環境を整備するといった住宅面への支援も必要です。
- ◆子どもにとって身近な遊び場の確保は、健全な成長の場としても不可欠です。公園や緑地は、子どもの遊び場としてだけでなく、市民にとっても憩いの場、ふれあいの場として市民生活に欠かせないものです。また、ニーズ調査結果では、「子どもが安心して遊べる公園などを増やしてほしい」が自由意見として挙げられています。子どもを育てる環境として、安全な遊び場の充実が求められており、公園の整備など、子どもが自由にのびのびと安全に遊べる環境の整備が必要です。

今後の方向性

- 子育てを担う若い世代に向けて、広くゆとりのある住宅を整備し、賃貸住宅として供給していきます。
- 子どもが安全に遊ぶことができるよう、公園や緑地の整備を進めるとともに、公園等の遊具の安全面について、適正な管理を行います。

主な施策	事業名等・取り組み内容
良質な居住環境の整備	<p>○良質な賃貸住宅の確保</p> <p>公営住宅については、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽住宅等の整備を行います。また、雲南市住宅マスタープランにおいて、子育て世帯が入居しやすい優良な賃貸住宅の供給促進を行います。</p>
	<p>○安全な公園や広場等の整備</p> <p>既存の公園や広場等の設備の修繕・更新等を行い、子育て世帯の交流や世代間交流の場となるようにします。また、遊具の安全性を確保するため定期的に点検を行います。</p>

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

- ◆子どもを健やかに育てるうえで、子どもや子ども連れの親が安心できる生活空間の創出が求められています。
- ◆公共施設において、オムツ替えのスペースや親子で入れるトイレ、授乳する場所があることも、子ども連れの親が安心できる要素となっています。
- ◆本市における公共施設のバリアフリー化については、既存の施設における点検、改修等が進んでいない状況となっています。今後も歩道の整備や、段差の解消などを進め、子どもや親子が安全・安心して外出できる環境を整備する必要があります。

今後の方向性

- 安全を考慮し、子どもも親も安心できるように、また、子育て家庭や障がいのある方、高齢者だけでなくすべての人たちが利用しやすいよう施設や道路などの整備を引き続き進めていきます。
- 子どもたちとその家族が安心して生活できるよう、公共交通機関におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進や暮らしやすい生活環境の整備に取り組んでいきます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
<p>安全な道路交通環境の整備</p>	<p>○歩道整備等による歩行空間の確保 道路整備に伴う歩道や通学路整備により、歩行エリアのネットワーク化を推進します。また、市街地周辺におけるハンプ（道路における車両の走行速度を低減させる対策）等の整備による通過車輛の誘導や速度抑制による事故防止を図ります。</p>
<p>安心して外出できる環境の整備</p>	<p>○ユニバーサルデザイン化の推進 雲南市住宅マスタープランに基づき、公共施設においては、段差の解消などのバリアフリー化を促進するとともに、安心して行動できるまち、すべての人が気持ちよく生活できるまちとなるようユニバーサルデザイン化（施設等の整備等において、子どもや妊産婦をはじめとするあらゆる人が利用しやすいという視点）を推進します。</p>

(3) 子どもの安全の確保

現状と課題

- ◆交通安全対策については、子どもを交通事故から守るために、保育所や幼稚園・学校、各地域における自治会、地区連合会など関係団体と連携し、子どもが安全に過ごせるように、事故防止の意識啓発と環境整備に努める必要があります。
- ◆近年、全国的に子どもが巻き込まれる犯罪のケースが増加しており、今まで以上に子どもを犯罪から守るための対策が必要となっています。子どもたちの安全を確保するために、地域での連携を強化し、情報伝達などに努め、犯罪を未然防止できる体制を整えていくことが重要です。また、地域の人々の防犯意識を高め、地域で子どもを守る体制を整えていくことも大切です。

今後の方向性

- 子どもを交通事故から守るために、地域間での交通事故対策を推進するとともに、学校等を通じて交通安全教室を開催します。
- 子どもを犯罪などから守るために、防犯設備の充実や犯罪に関する情報提供を行うとともに、地域住民による見回りや声かけ運動を行い、犯罪の未然防止に努め、子どもの安全性を確保していきます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
地域防災・安全対策 活動の推進	<p>○地域一体となった防犯対策</p> <p>引き続き、警察、交通指導員等関係機関と連携しながら、子どもたちへの交通安全指導及び啓発活動を行います。また、保護者を含め地域での交通安全への取り組みを進めるとともに、犯罪から子どもたちを守る活動を地域と一体となって進めていきます。</p>
	<p>○防災への取り組み</p> <p>防災に関しては、各施設での定期的な避難訓練等を行うとともに、地域の取り組みとして行っていきます。</p> <p>また、保育所等においては、消火訓練に併せ防災訓練も実施します。</p>

基本目標5：仕事と子育てを両立できる環境をつくろう**(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進****現状と課題**

- ◆女性の社会参加は進み、共働き家庭は増加しつつありますが、男女の固定的な役割分担意識の解消は十分とは言えず、女性へ過度の負担がかかる傾向があります。父親・母親がともに支え合う家庭を築き、子育ての喜びを共有できるよう、家庭のみならず地域全体に男女共同参画の理念を浸透させることが大切です。
- ◆本市においては、赤ちゃんハンドブックに父親への啓発ページを設け、妊娠届出時等の際に啓発しています。また、父親に育児への興味を持ってもらうために、父親向けの赤ちゃんマッサージ教室を開催しています。
- ◆次世代育成支援対策推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定が、以前の従業員数301人以上の企業から101人以上の企業に義務づけられました。仕事と子育ての両立ができるよう、企業に対して、一般事業主行動計画を策定するよう働きかけをしていく必要があります。

今後の方向性

- 男女共同参画の視点から、性別による役割分担意識を取り除き、家庭で男女の協力による育児や家事を促進するために、パンフレットなどによる啓発や講座などの学習機会を設けていきます。
- ライフスタイルの変化や共働き世帯の増加、職業・就労形態の多様化に伴い、保育所や幼稚園などに対する子育て支援のニーズは多種・多様化していることから、保育サービスをさらに充実させるとともに、仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備を推進していきます。また、子育てに係る各種手当等について、国の制度に基づき、引き続き支給します。
- 人材確保や生産性の向上の観点から、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への対応が求められるようになってきていることから、企業に対して、育児休業制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発活動を通じ、育児を行いながら働き続けることが出来るような環境づくりを働きかけていきます。

第4章 計画の推進

主な施策	事業名等・取り組み内容
男女共同参画の促進 ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>○男女共同参画の促進</p> <p>性別役割分担意識を払拭し、家庭生活において男女がともに協力しあう意識を高めるために、パンフレットや広報を通じて啓発していきます。</p>
	<p>○再就職支援</p> <p>結婚や出産、育児などで退職した後、復職したい女性に対し、「雲南市無料職業紹介所」をはじめとする、関連機関や団体等と連携を取り、きめ細やかな就業相談や情報提供、セミナーの開催など再就職支援に取り組みます。</p>
	<p>○父親の育児参加の促進</p> <p>男性の育児や家事への参加を促進するための学習会や赤ちゃんが生まれる前からの父親への育児啓発、父親参加型のイベント等の開催に努めていきます。母性保護規定の周知と職場における母性健康管理の推進を図ります。</p>
	<p>○職場への意識啓発（事業主）</p> <p>仕事と家庭生活のバランスがとれるように、働き方の見直しについて広報などを通じて、意識啓発に努めるとともに、事業主に対し取り組みを推進するよう働きかけていきます。</p>
各種手当の支給	<p>○子ども手当等の支給</p> <p>子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会の実現をめざし、国の制度に基づき各種手当を支給します。</p>



基本目標6：支援が必要な子ども・家庭に対するサポートができる環境をつくろう

(1) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- ◆核家族化などにより生じている子どもを取り巻く環境の変化は、育児の孤立化を促し、児童虐待の増加につながるひとつの要因となっています。出雲児童相談所管内においても一時保護件数は増加しており、早期発見や早期対応、未然防止を念頭においた対応策が必要となっています。
- ◆本市においては、要保護児童等の適切な保護等を図るため、平成18年度に「雲南市要保護児童対策地域協議会」を設置し、年1～2回開催しています。また、個別支援会議は随時開催しており、児童虐待防止体制の強化に努めています。

今後の方向性

- 虐待の早期発見・早期対応として、要保護児童対策協議会の構成員である関係機関や地域の主任児童委員、民生委員児童委員、学校、保育所、幼稚園等と連携し、ネットワーク体制の充実を図るとともに、母親の育児不安や虐待等の問題に早期に対応するための相談体制の充実を図ります。
- 児童虐待防止の意識啓発を行うとともに、児童虐待の早期発見、再発防止のための環境整備に努めます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
児童虐待防止のための相談体制の充実・ネットワークの構築	<p>○相談体制の充実</p> <p>女性相談員を配置し（男女共同参画センター）、DVを含めた女性相談を行います。合わせて、児童福祉などに関する相談・支援体制の充実を図ります。</p>
	<p>○児童虐待防止ネットワークの構築</p> <p>雲南市要保護児童対策地域協議会を中心に、引き続き、児童虐待に関するパンフレット配布などの広報・啓発活動により、児童虐待の未然防止を図るほか、関係機関との協力体制のもと情報交換・情報共有により、虐待防止ネットワークの連携を一層強化し、総合的に支援できる体制づくりを進めます。</p>

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

- ◆近年の経済情勢や離婚の増加等は、ひとり親家庭増加の一因ともなっています。ひとり親家庭の親は自らが生計の中心であると同時に児童の扶養者であるため、両親がいる家庭に比べると精神的にも経済的にも子育ての負担が大きいことから、ひとり親家庭の親が安心して子育てできるような取り組みの充実を図る必要があります。
- ◆ひとり親家庭においては、一般的に経済的、精神的に不安定な状態におかれがちであり、育児や家事の面に問題を抱えているケースも見受けられます。ひとり親家庭の社会的、経済的な自立支援を基本に、子どもが健全に育つように支援していくことが重要です。

今後の方向性

- ひとり親家庭への相談体制を充実させ、日常生活への支援、自立支援施策の充実に努めるとともに、経済的支援についても行っていきます。

主な施策	事業名等・取り組み内容
ひとり親家庭の自立支援の推進	<p>○相談体制の充実</p> <p>母子自立支援員による相談体制の充実を図るとともに、児童扶養手当現況届時等を利用し、ひとり親家庭の状況把握に努め、未就労等の母親については就労へつなげるなど、自立支援に取り組んでいきます。また、父子家庭においても今後支援するよう検討していきます。</p>
	<p>○母子家庭等への制度周知等</p> <p>母子家庭等への助成制度や就業支援に係る給付金制度等の情報提供の充実を図るとともに、これら給付金事業等については、継続実施します。また、雲南市父子児童扶養手当については、手当額を児童扶養手当額水準へ引き上げ、支給できるよう検討していきます。</p>

(3) 障がい児施策の充実

現状と課題

- ◆障がいのある子どもが「ノーマライゼーション（すべての人々が普通に暮らしていけるようにするという考え）」の理念のもとに策定された「雲南市障がい者福祉計画」に基づき、障がい者福祉施策を総合的・具体的に進めていく必要があります。
- ◆早期発見・早期療育体制を整えるため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診により発達チェックを行い、障がいの早期発見に努めています。また、障がいのあるなしにかかわらず、子育てをしている家庭に対して、訪問・相談・教室等の育児サービスにより支援しています。関係機関との連携を図りながら、早期発見・早期療育体制を整えるとともに、社会での自立を支援する体制を充実していく必要があります。
- ◆発達クリニック（医師等による乳幼児の発達相談）や専門医、障がい児通園事業「さくら教室」、島根県東部発達障がい者支援センター「ウィッシュ」等関係機関との連携を図りながら、障がい児と家族への支援を行っています。
- ◆障害者自立支援法に基づくサービス（補装具、日常生活用具の給付、ホームヘルプ等）を支給しています。

今後の方向性

- 障がいの早期発見に努めるとともに、その後の療育体制を充実していきます。また、障がいのある子どもに対する教育の内容を充実するために、保育士、教職員の指導力の向上にも努めていきます。
- 本市では、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診断や学校における健康診断等を推進します。また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、多様な専門機関との連携により総合的な取り組みを推進するとともに、保育所などにおける障がい児の受け入れを推進し、子育て支援事業との連携を図ります。
- 障がいのある子どもを支援するため、「雲南市特別支援連携協議会」を中心に、情報の共有や関係機関の連携強化を図ります。また、障がいのある子どもの個別のケースに応じて、支援計画の作成を進めていきます。
- 福祉制度等に係る情報の提供に努め、障がいのある子どもが必要なときに必要なサービスが受けられるよう福祉サービスの充実を図ります。

第4章 計画の推進

主な施策	事業名等・取り組み内容
障がい児支援の充実	<p>○障がい児保育 公立保育所における障がい児保育については、引き続き、実施してまいります。また、私立認可保育園へは、障がい児受け入れに対する補助金交付を継続実施し、支援します。</p>
	<p>○療育システムの確立 発達障がいの早期発見とともに発達クリニックの実施や療育事業との連携を図り、療育環境の提供に努めます。 妊産婦、乳幼児に対する各種健康診査により、疾病や障がいの早期発見に努め、保健指導の充実と子育て家庭の支援を行います。</p>
	<p>○継続した支援体制の充実 健診等での障がいの早期発見に引き続き取り組むとともに、集団生活や就学がスムーズに行えるよう、多様な専門機関をはじめ、保育所や幼稚園、学校と連携を図りながら、保育所から幼稚園、小学校へと、切れ目のない支援体制を整備します。</p>
障がい児に対する福祉サービスの充実	<p>○障害者自立支援法に基づくサービスの支給 障がい福祉サービスの必要な児童に対して、障害者自立支援法に基づくサービスを支給します。</p> <p>児童デイサービス：発育・発達に遅れがあると思われる児童に対して、様々な領域の遊びや基本的な生活習慣指導を取り入れ、社会生活へ適応できるように相談・援助・機能訓練を行い、児童の発育を促すようサポートします。</p> <p>短期入所（ショートステイ）：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>移動支援：屋外での移動が困難な障がい児について外出のための支援を行います。</p> <p>日中一時支援：障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい児の日中一時預かりを行います。</p> <p>日常生活用具の給付：在宅の重度障がい児に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。</p> <p>補装具費の支給：障がい児に対し、身体の失われた機能や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にする用具の購入または修理にかかる費用の一部を支給します。</p>

4. 目標事業量の設定

本計画の中では、全国共通の目標設定が示された事業について市町村単位でニーズ量を把握し、目標事業量を設定することが定められています。

■全国共通の目標設定項目

① 通常保育事業	⑦ 病児・病後児保育事業
② 特定保育事業	⑧ 放課後児童健全育成事業
③ 延長保育事業	⑨ 地域子育て支援拠点事業
④ 夜間保育事業	⑩ 一時預かり事業
⑤ トワイライトステイ事業	⑪ ショートステイ事業
⑥ 休日保育事業	⑫ ファミリーサポートセンター事業

■目標事業量の算出手順

① 潜在家族類型の算出

アンケート調査結果から、下記の家族類型の種類ごとの数を現状について算出したうえで、今後の母親の希望する働き方に基づき潜在家族類型を算出します。

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム（フルタイム共働き）
タイプC	フルタイム×パートタイム（フルタイム・パート共働き）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム
タイプF	無業×無業
タイプG	その他

② サービス利用意向の把握

アンケート調査結果から、児童の年齢（就学前児童・就学児童それぞれについて行い、就学前についてはさらに3歳未満、3歳以上に区分）及び家族類型ごとに現在の利用状況及び今後の利用意向を把握します。

③ ニーズ量の算出

潜在家族類型・サービス利用意向・人口推計に基づき、全国共通の目標設定が示された事業についてそれぞれニーズ量を算出します。

第4章 計画の推進

④ 目標事業量の設定

ニーズ量の算出結果を踏まえ、今後の施設整備の状況や市の子育て支援施策の方向性を勘案し、平成22年度・26年度について段階的に目標事業量を設定します。

目標事業量

事業名	目標単位	前期計画 目標事業量	平成21年度状況	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	定員数	904人	897人	919人
特定保育事業	設置箇所数	—	2か所	3か所
延長保育事業	定員数	54人	230人	230人
	設置箇所数	7か所	7か所	8か所
夜間保育事業	設置箇所数	—	—	—
トワイライトステイ事業	設置箇所数	—	—	—
休日保育事業	定員数	3人	4人	10人
	設置箇所数	1か所	1か所	1か所
病児・病後児保育事業	設置箇所数	2か所	2か所	2か所
放課後児童健全育成 事業	定員数	207人	254人	270人
	設置箇所数	12か所	9か所	10か所
地域子育て支援拠点 事業	設置箇所数	3か所	5か所	5か所
一時預かり事業	設置箇所数	11か所	7か所	8か所
ショートステイ事業	設置箇所数	—	—	—
ファミリーサポートセン ター事業(支部含む)	設置箇所数	2か所	2か所	4か所

第5章 資料編

1. アンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

この調査は、平成17年3月に策定した「雲南市次世代育成支援行動計画」の後期計画を策定するにあたって、市民の子育てに関する生活実態や意見・要望を確実に把握するために実施しました。

(2) 調査設計

調査地域	: 雲南市
調査対象者	: 平成21年1月1日現在、雲南市に住んでいる就学前・小学生の児童の属する世帯
対象数	: 就学前928人 小学生1,064人 就学前・小学生588人
調査期間	: 平成21年1月26日～平成21年2月3日まで
調査方法	: 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族） 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(3) 回収結果

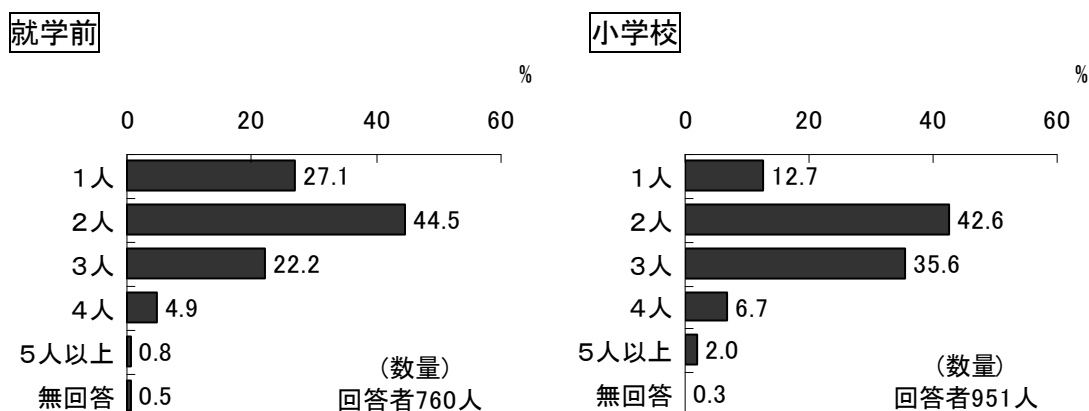
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	928 票	513 票	55.3%
小学校児童用調査票	1,064 票	625 票	58.7%
就学前・小学校児童用調査票	588 票	330 票	56.1%
合計	2,580 票	1,468 票	56.9%

2. アンケート調査結果

1 回答者と子どもの属性

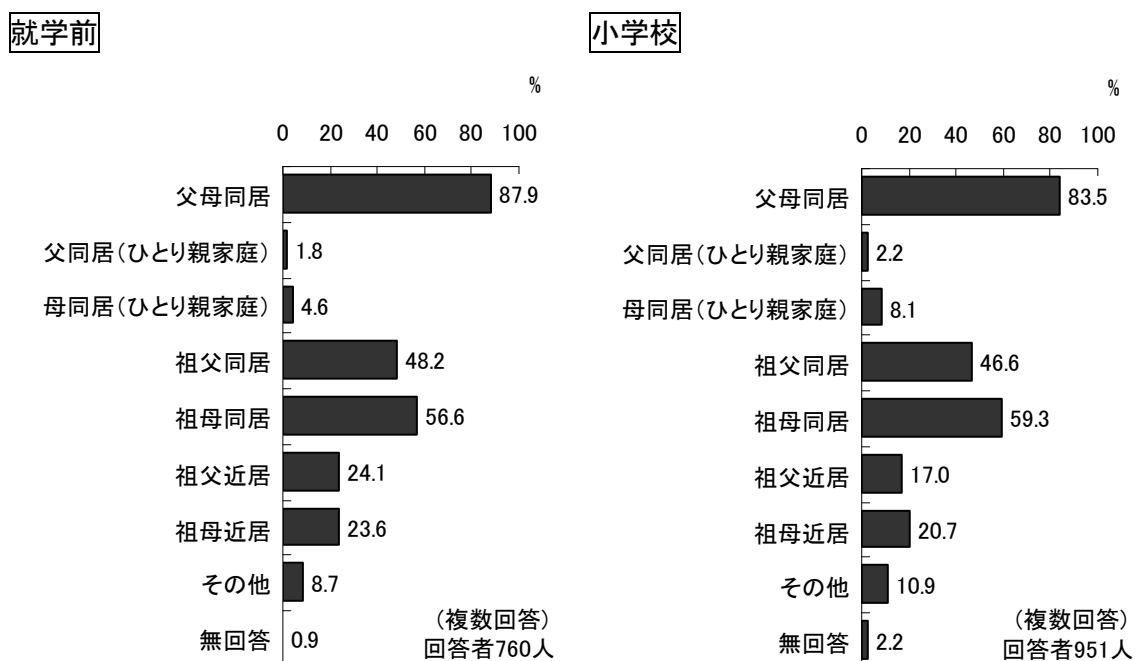
【子どもの人数】

子どもの人数についてみると、就学前、小学校ともに「2人」が最も多く、就学前では44.5%、小学校では42.6%となっています。次いで、就学前では「1人」が27.1%、小学校では「3人」が35.6%となっています。



【子どもとの同居・近居の状況】

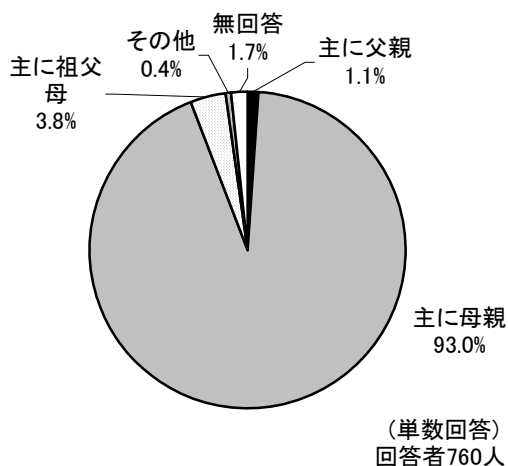
子どもとの同居・近居についてみると、就学前、小学校ともに「父母同居」が8割以上と大半を占めています。また、ともに「祖父同居」「祖母同居」が約半数となっています。



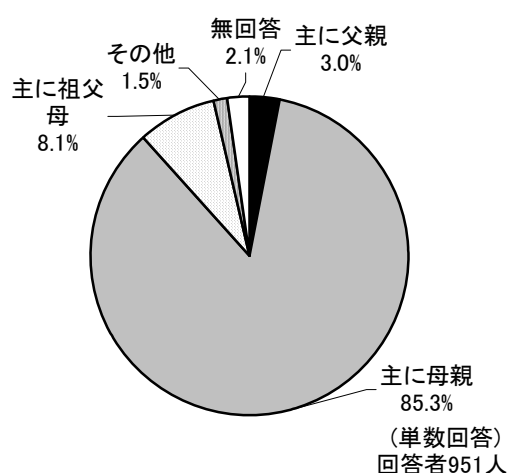
【子どもの身の回りの世話を主にしている方】

子どもの世話をしている人についてみると、就学前、小学校ともに「主に母親」が8割以上と大半を占めています。

就学前



小学校

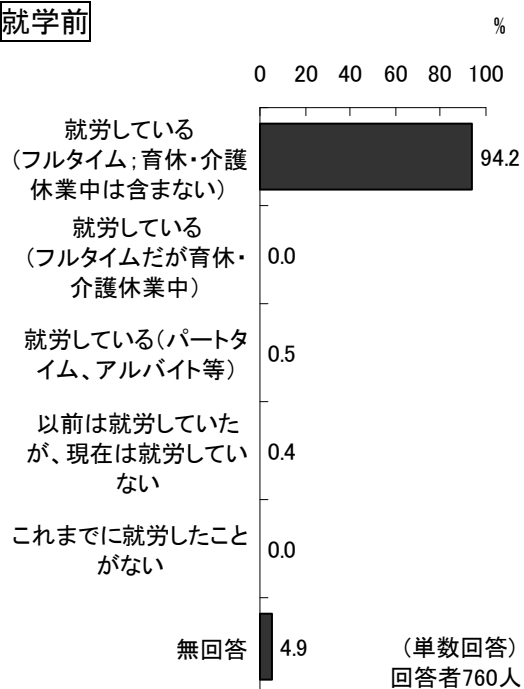


2 保護者の就労状況

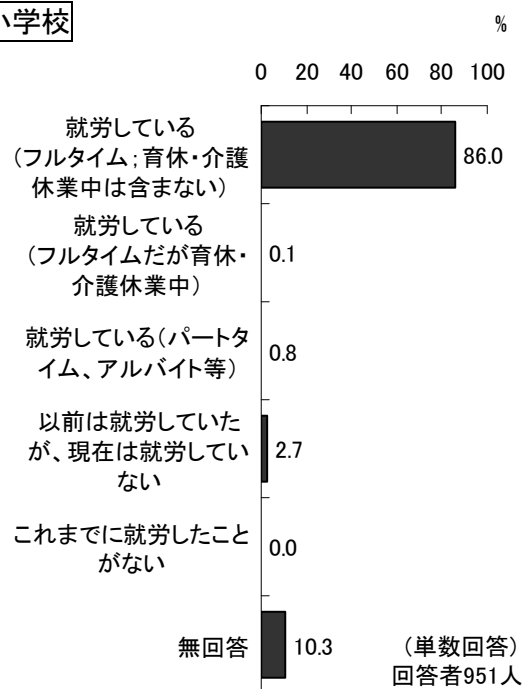
【父親の就労状況】

父親の就労状況についてみると、就学前、小学校ともに「就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）」が8割以上と大半を占めています。

就学前

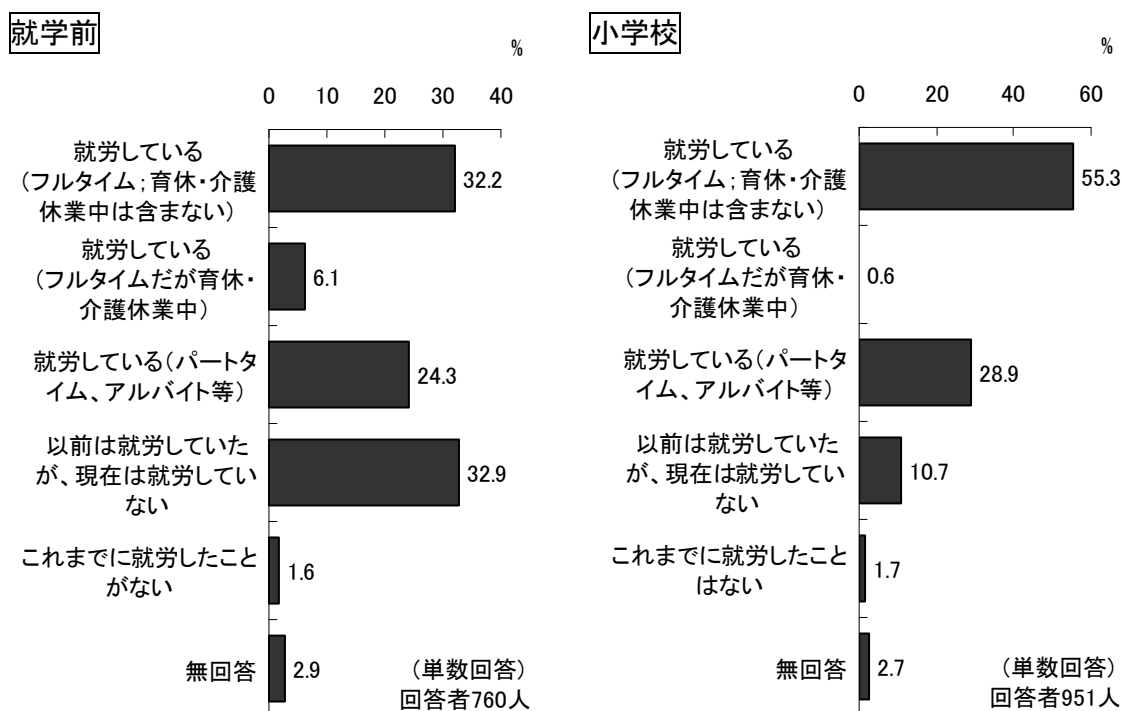


小学校



【母親の就労状況】

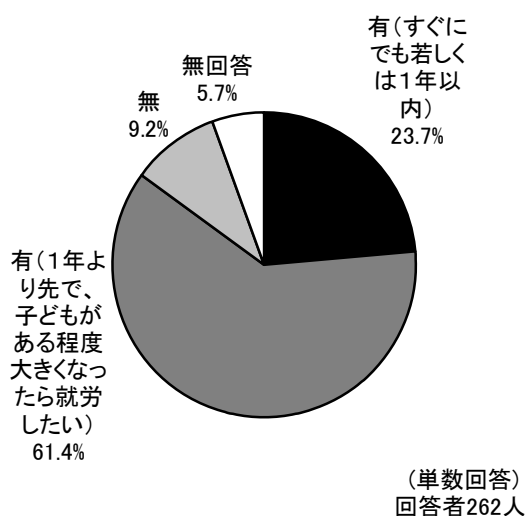
母親の就労状況についてみると、就学前では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.9%と最も多く、次いで、「就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）」が32.2%となっています。小学校では「就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）」が55.3%と最も多く、過半数を占めており、次いで、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が28.9%となっています。就学前では6割程、小学校では8割以上の母親が就労しています。



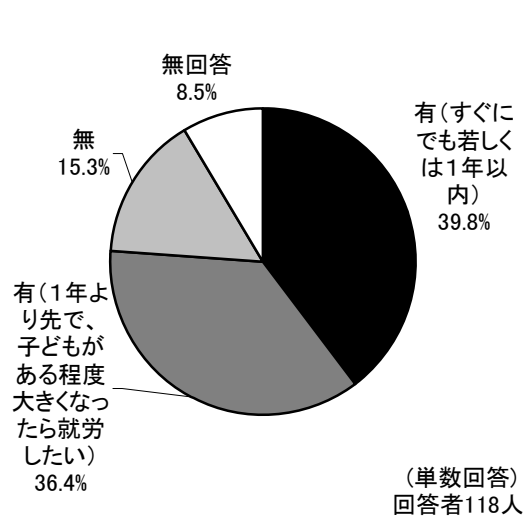
【母親の就労希望】

母親の就労希望についてみると、就学前では「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」が61.4%と最も多く、過半数を占めており、次いで、「有（すぐにでも若しくは1年以内）」が23.7%となっています。小学校では「有（すぐにでも若しくは1年以内）」が39.8%と最も多く、次いで、「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」が36.4%となっています。

就学前



小学校

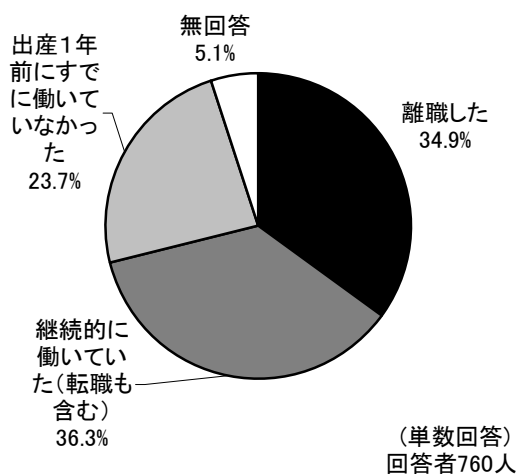


3 出産前後の離職状況

【出産前後に離職をされましたか】

出産前後の離職状況についてみると、「継続的に働いていた(転職も含む)」が36.3%と最も多く、次いで、「離職した」が34.9%となっています。

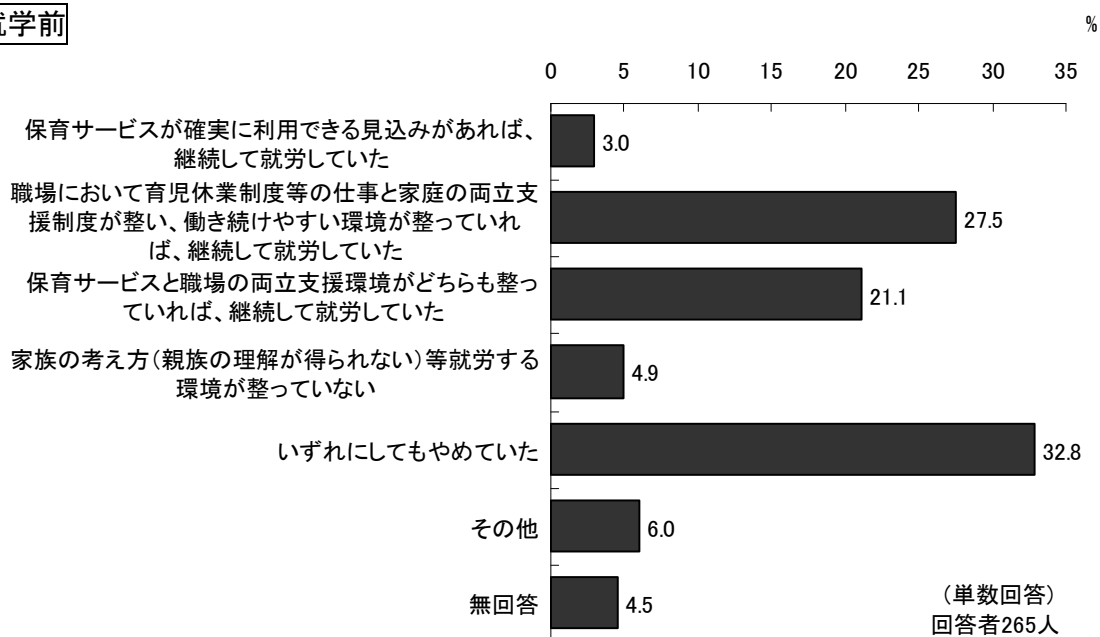
就学前



【保育サービスや環境が整っていたら就労を継続しましたか】

保育サービスや環境が整っていたら就労を継続したかについてみると、「いずれにしてもやめていた」が32.8%と最も多く、次いで、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」が27.5%となっています。

就学前

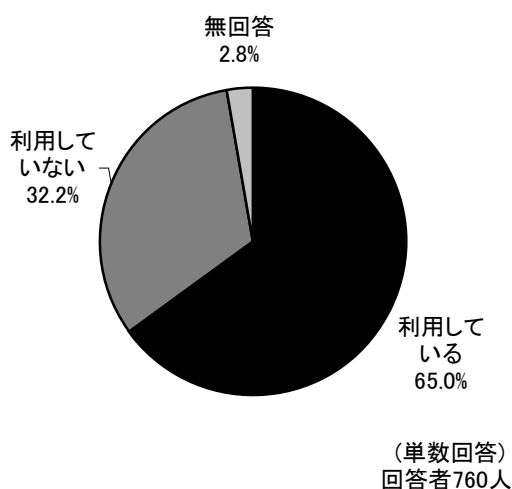


4 保育サービスの利用状況と利用希望

【保育サービスの利用の有無】

保育サービスの利用の有無についてみると、「利用している」が65.0%と過半数を占めています。

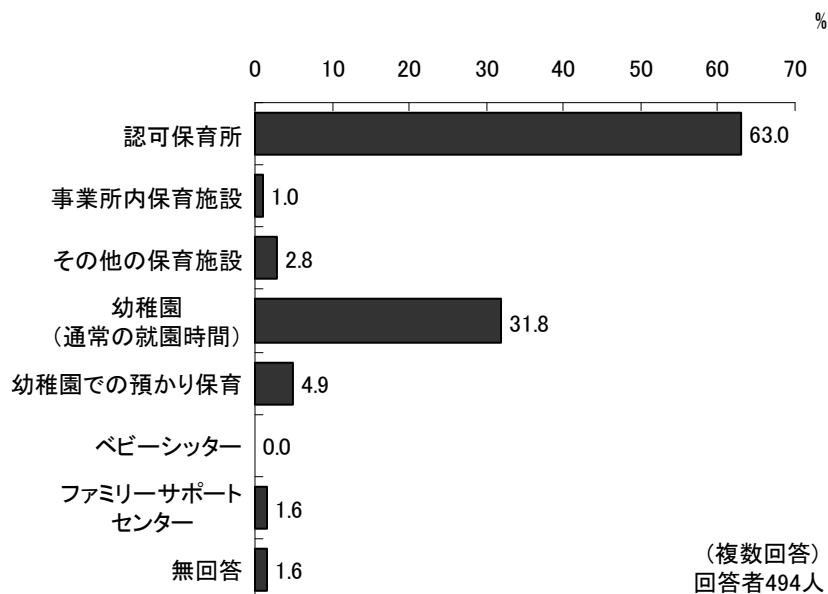
就学前



【利用している子育て支援サービス】

利用している子育て支援サービスについてみると、「認可保育所」が63.0%と最も多く、過半数を占めており、次いで、「幼稚園（通常の就園時間）」が31.8%となっています。

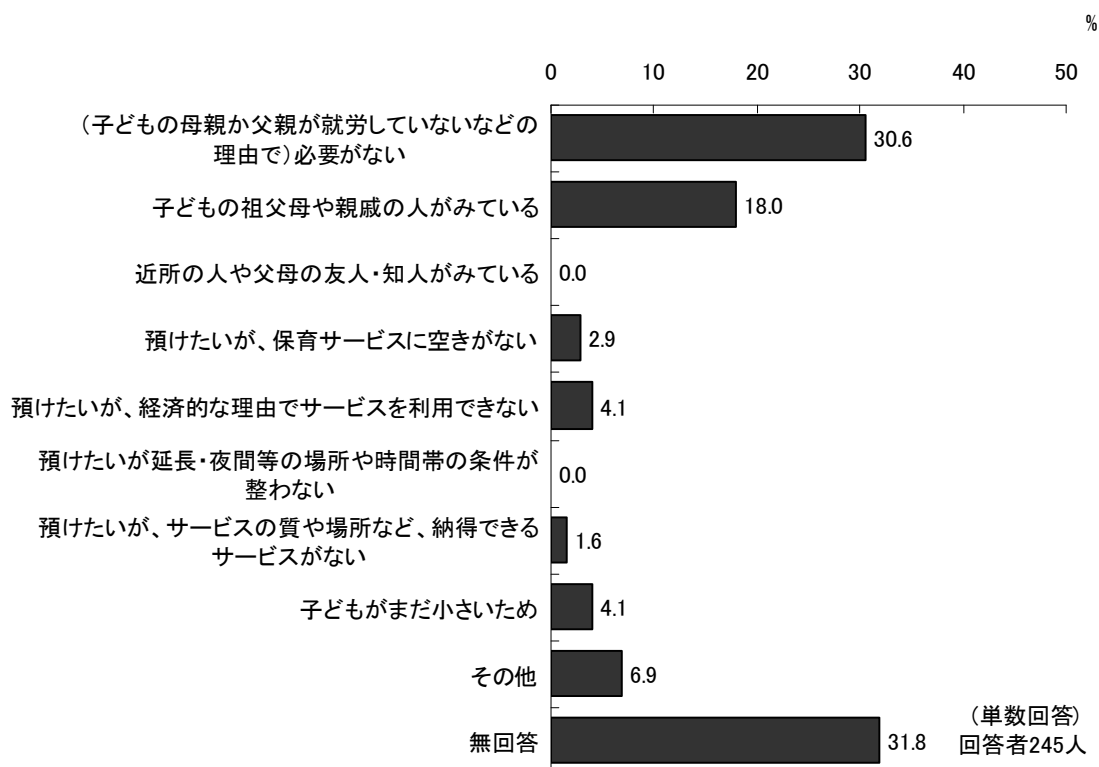
就学前



【保育サービスを利用していない理由】

保育サービスを利用していない理由についてみると、「(子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 必要がない」が30.6%と最も多く、次いで、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が18.0%となっています。

就学前



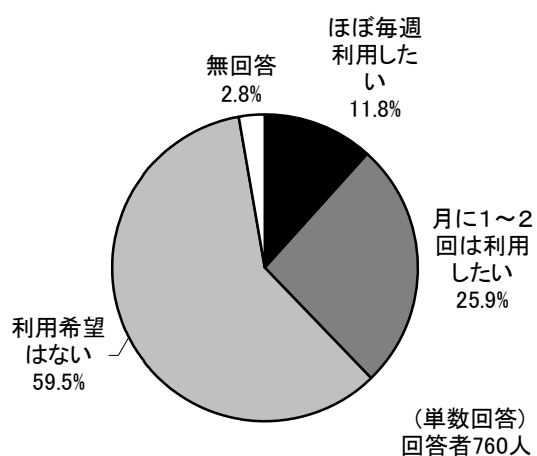
【土・日・祝日の保育サービスの利用希望】

土曜日の利用希望についてみると、「利用希望はない」が59.5%と最も多く、過半数を占めており、次いで、「月に1～2回は利用したい」が25.9%となっています。

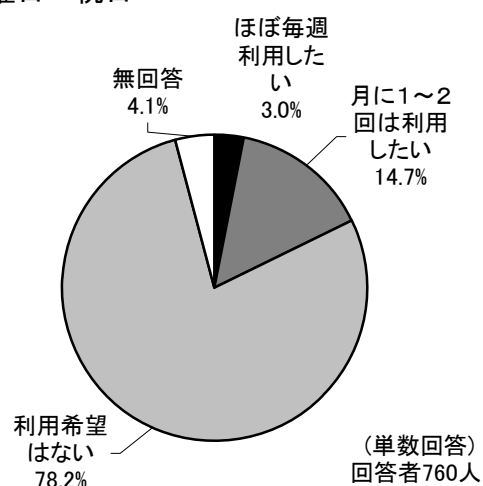
日曜日・祝日の利用希望についてみると、「利用希望はない」が78.2%と最も多く、大半を占めており、次いで、「月に1～2回は利用したい」が14.7%となっています。

就学前

土曜日



日曜日・祝日

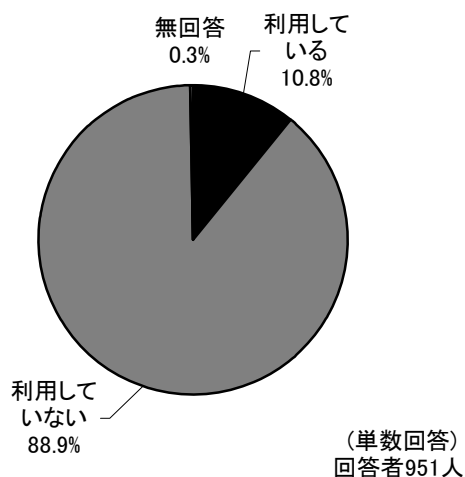


5 放課後児童クラブの利用状況

【放課後児童クラブの利用状況】

放課後児童クラブの利用状況についてみると、「利用している」が10.8%となっています。

小学校

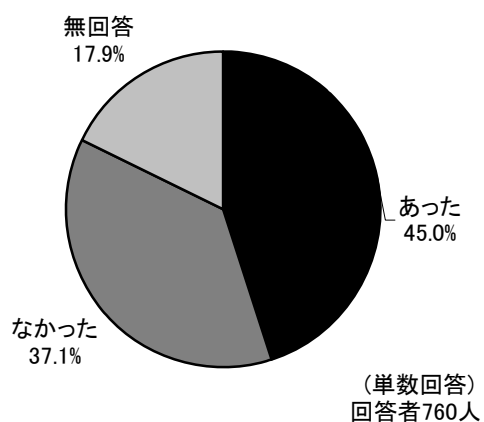


6 子どもが病気やケガの場合の対応

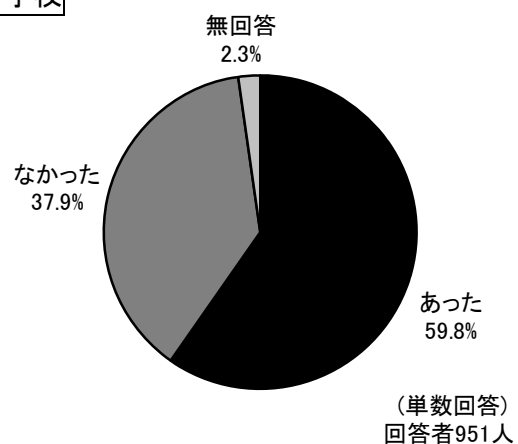
【この1年間に子どもが病気で休まなければならなかったことがありますか】

この1年間に、病気やケガで保育サービスが利用できなかったこと、学校を休んだことについてみると、「あった」が就学前では45.0%、小学校では59.8%と、就学前より小学校の方が多くなっています。

就学前



小学校

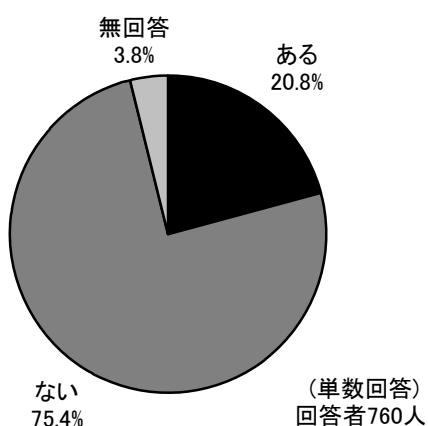


7 突然の保護者の用事への対処

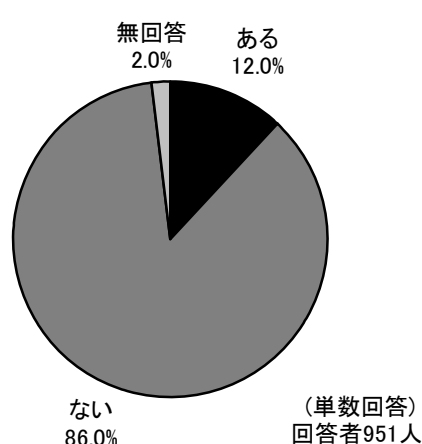
【この1年間に子どもを家族以外に一時的に預けたことがありますか】

この1年間に、子どもを家族以外に一時的に預けたことについてみると、「ある」が就学前では20.8%、小学校では12.0%と、小学校より就学前の方が多くなっています。理由についてみると、就学前では全項目が5割弱となっており、小学校では「私用(買物、習い事等)、リフレッシュ目的」「就労」がともに4割強を占めています。

就学前

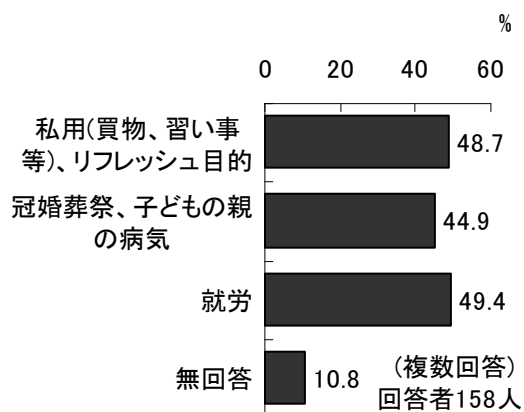


小学校

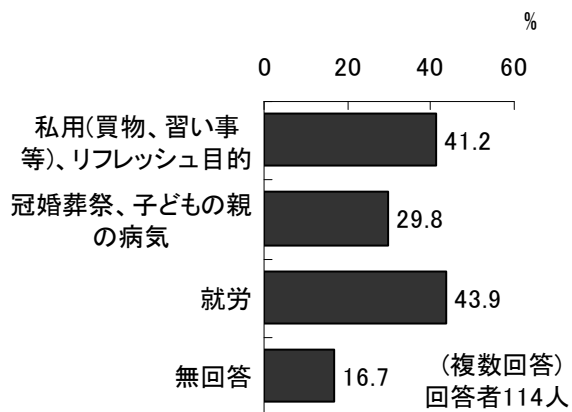


【一時的に預けた理由】

就学前



小学校

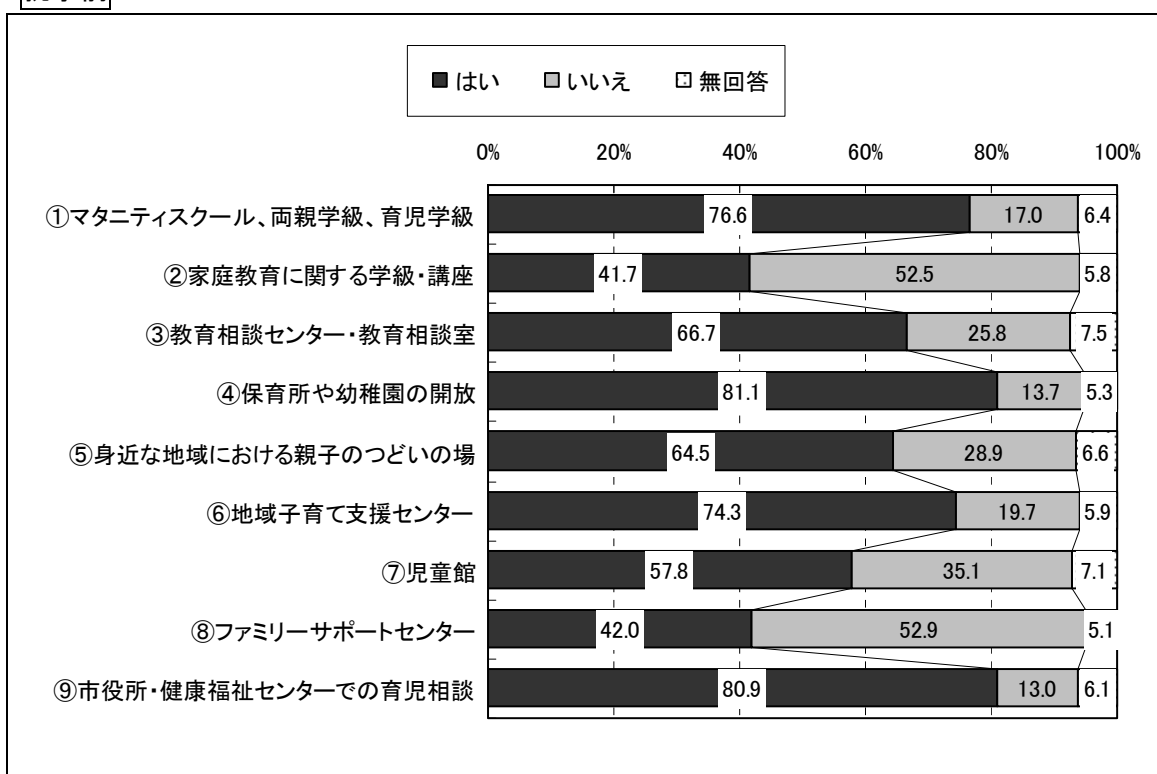


8 子育て支援サービスの認知度

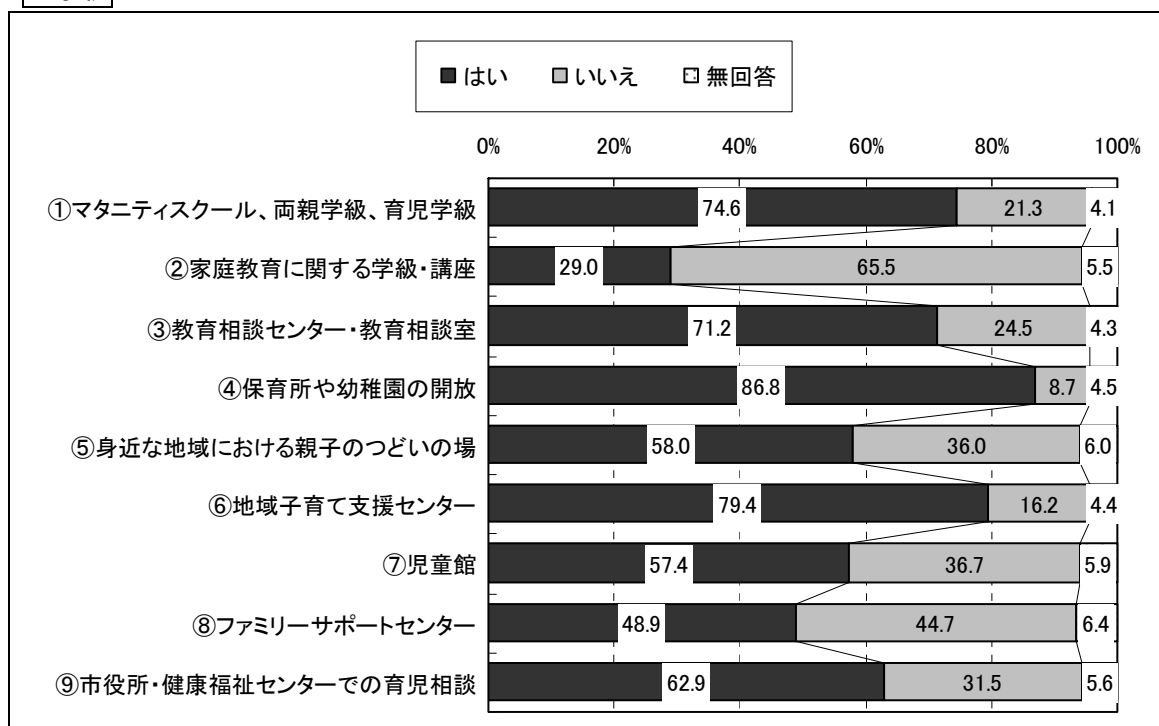
【子育て支援サービスの認知度】

認知度についてみると、就学前、小学校ともに「④保育所や幼稚園の開放」が最も多く、ともに8割以上と大半を占めています。次いで、就学前では「⑨市役所・健康福祉センターでの育児相談」が8割程、小学校では「⑥地域子育て支援センター」が8割弱となっています。また、「②家庭教育に関する学級・講座」は就学前では4割程、小学校では3割弱と、最も少なくなっています。

就学前



小学校



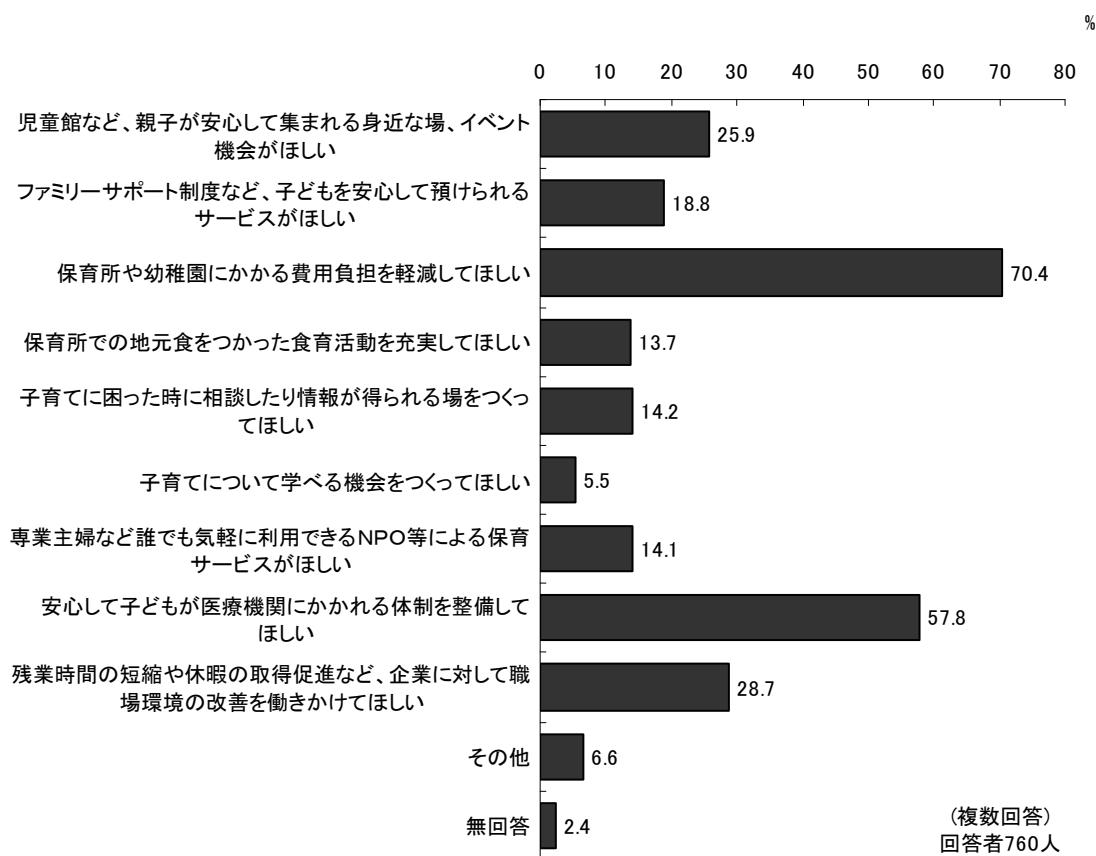
9 行政への要望

【どのような子育て支援の充実を図ってほしいですか】

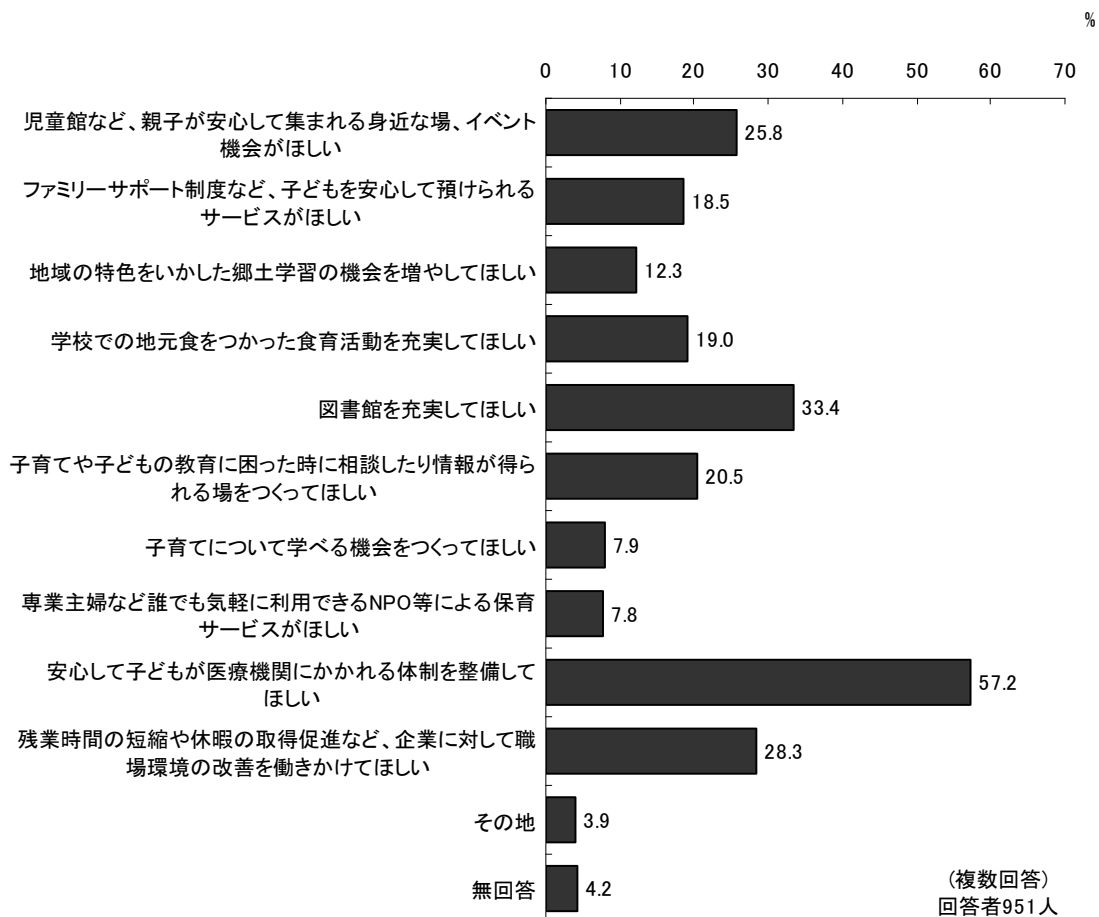
どのような子育て支援の充実を図ってほしいかについてみると、就学前では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が70.4%と最も多く、次いで、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が57.8%となっています。

小学校では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が57.2%と最も多く、次いで、「図書館を充実してほしい」が33.4%となっています。

就学前



小学校



3. 雲南市次世代育成支援行動計画策定要綱

1. 計画策定の趣旨

雲南市が、まちづくりのキャッチフレーズとして「生命（いのち）と神話が息づく、新しい日本のふるさとづくり」を標榜し、その実現を目指していくうえで、子どもを健やかに安心して生み育てられる環境づくりは極めて重要な役割を占めている。

本市においても、近年急速に少子化が進行しつつあり、合計特殊出生率も人口を維持できる目安と言われている2.1を大きく下回る状態が続いている。

少子化の急激な進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨、触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への影響など、市民一人ひとりの生活に深刻な問題をもたらしている。

国においては、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を平成15年7月に制定し、総合的な少子化対策を講じてきたが、引き続き少子化が進行している現状や子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、平成19年12月には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（少子化社会対策会議決定）が示され、また、平成20年12月には、「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されるなど、さらなる取り組みを推進している。

次世代育成支援対策は、時代の要請であり、本市の将来を展望したとき、さらに強力な歩みが必要である。雲南市の次世代育成支援対策を推進するための指針である「雲南市次世代育成支援行動計画前期計画（平成17年度～平成21年度）」の実施状況を踏まえたうえで、その成果と課題を検証し、「雲南市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定する。

2. 計画の性格

(1) この計画は、雲南市の次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容や実施時期等を定めるものである。

(2) この計画は、雲南市の次世代育成に関する福祉行政の方向と施策を広く市民に示すことにより、理解と協力、参画を求めるものである。

また、国・県に対しては、支援を要請し、子育て関連施設や関係機関・団体に対しては、行政と一体的となって施策の推進を期待するものである。

(3) この計画は、改正後の行動計画策定指針（平成21年3月23日告示）に基づくものであり、本市の最上位計画である「雲南市総合計画（平成19年度～平成26年度）」をはじめとする各種関連計画との整合性をもった計画である。

3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法の10年間の施行期間のうち、後期5年である平成22年度から平成26年度までを対象とする。

4. 計画の策定期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とする。

5. 計画の策定体制

この計画の策定にあたり、次の会を設置する

①市民参加会議

次世代育成支援対策推進法第8条第3項及び同法第21条1項に基づき、「雲南市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）」を設置する。（要綱は別に定める。）

なお、地域協議会の構成員は、保育・教育・母子保健の関係者、次世代育成に関わる関係機関・団体、子育ての当事者（子育て中の親、子育て経験者）を含む地域住民や行政関係者等により構成する。

②庁内会議

計画策定及び施策等の調整することを目的に庁内に関係部長等をもって構成する「雲南市次世代育成支援後期行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置する。（要綱は別に定める。）

6. 計画の進行管理

- (1) 地域協議会は、雲南市における「次世代育成支援計画」の計画策定・推進にあたり必要となるべき処置について協議し意見を求める。
- (2) 策定委員会は、後期行動計画の案の作成に関し必要な別に掲げる事務を行うとともに、地域協議会の意見を十分に踏まえ、計画策定に反映させるよう努力する。
- (3) 計画策定に係る地域協議会及び策定委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、「雲南市次世代育成支援計画」策定に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

4. 雲南市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 雲南市次世代育成支援行動計画を策定するため、雲南市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市における子育て育成支援行動計画の理念や将来的にあるべき姿。
- (2) 本市における子育て育成支援行動計画の充実に向けた施策の方向性。
- (3) 新市建設計画との整合性を図った具体的な施策。
- (4) その他、本市子育て支援施策の充実のために必要な事項

(委員)

第3条 地域協議会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員 2名
- (2) 保育所関係者 2名
- (3) 母子保健関係者 若干名
- (4) 子ども会等地域組織関係者 若干名
- (5) 子育て中の親若しくは子育て経験者 若干名
- (6) 子育て支援活動団体関係者 若干名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 地域協議会に、委員長1名、副委員長1名を置き委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、地域協議会を代表して会務を総括し、地域協議会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 会議に出席した委員に対して費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関して必要な事項は、健康福祉部が定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

5. 雲南市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

任期：平成21年4月1日～平成23年3月31日
(敬称略)

代表組織	氏名	組織名・役職	備考
主任児童委員	○山根 勝江	民生児童委員	木次町
	錦織 弘子	民生児童委員	吉田町
保育所関係者	◎森山 幸朗	あおぞら福祉会	大東町
	金山 由美子	吉田保育所	掛合町
母子保健関係者	佐々木 睦美	保健師	大東町
子ども会等地域 組織関係者	舟木 千恵子	三代・下神原育成会	加茂町
	安井 めぐみ	すくすくクラブ	三刀屋町
子育て中の親若 しくは子育て経 験者	安部 貴子		木次町
	須山 幸美		三刀屋町
	加藤 好美		掛合町
子育て支援活動 関係者	森山 友恵	こぐまちゃんクラブ	大東町
	大塚 真由美	いちごクラブ	加茂町

◎委員長、○副委員長

6. 雲南市次世代育成支援後期行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成17年度から平成26年度までを計画期間とする雲南市次世代育成支援行動計画の後期計画を策定するに当たり、その案を作成するため、雲南市プロジェクトチームの設置に関する規程（平成17年雲南市訓令第1号）の規定に基づき、雲南市次世代育成支援後期行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「後期行動計画」とは、前条の雲南市次世代育成支援行動計画の前期計画に関し必要な見直しを行った上で、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき5年を1期として策定する同項の市町村行動計画に当たる計画をいう。

2 この規程において「次世代育成支援対策」とは、法第2条に規定する地方公共団体が講ずる施策をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、後期行動計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 子育て支援サービスの対象者等に対して実施するニーズ調査の結果をもとに、当該対象者等の意向を把握すること。
 - (2) 前号の結果を踏まえ、次世代育成支援対策の推進に当たって重点的に対処すべき課題について本市の状況に即して検討すること。
 - (3) 次世代育成支援対策全般に共通する基本理念を法第3条の規定の趣旨に照らして設定すること。
 - (4) 後期行動計画に盛り込む子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業について、その効率的かつ効果的な実施に留意した上で、体系的に検討すること。
 - (5) 法第8条第2項各号の規定に基づき、前号の施策及び事業に関し目標等を設定すること。
 - (6) 雲南市総合計画その他の市における計画との整合性の確保に関し必要な検討を行うこと。
- 2 前項各号に掲げる後期行動計画の案の作成に関し必要な事務を行うに当たっては、法第8条第1項の規定に基づき、法第7条第1項に規定する行動計画策定指針に即してこれを行うものとする。

(組織等)

第4条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、健康福祉部長をあて、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長になる。

(プロジェクトチームの設置)

第6条 委員会にプロジェクトチームを(以下「チーム」という。)を設置する。

(チームの掌握事務)

第7条 チームは、委員会の指示に基づき、計画策定のための事務を行なう。

(チームの組織等)

第8条 チームは、別表第2に掲げる者をもって組織する。

2 チームに、チームリーダーを置く。

3 チームリーダーは、委員長が指名しチームの事務を掌理する。

(チーム会議)

第9条 チーム会議は、リーダーが招集しリーダーが議長となる。

2 チームリーダーは、必要があると認めるときは、チーム以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

部局名	所属部課	役職名
市長部局	健康福祉部	部長
	政策企画部 政策推進課	課長
	健康福祉部 健康推進課	課長
	健康福祉部 長寿障害福祉課	課長
	健康福祉部 子育て支援課	課長
	産業振興部 産業推進課	課長
教育委員会部局	学校教育課	課長
	社会教育課	課長

7. 用語説明

NO	用語	内容
1	一時預かり事業	パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病・入院、私的理由等による緊急時の保育を支援するための保育事業。
2	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等のため、開所時間（11時間）を超えて児童の保育を支援する事業。
3	休日保育事業	日曜・祝日等の休日において、保護者が就労や傷病及び冠婚葬祭等やむを得ない事由により、児童を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。
4	コーホート変化率法	各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
5	子育て支援センター	在宅している乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配事の相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供などを行う。
6	スクールカウンセラー	子どもたちの心の痛みの原因となる家庭や学校環境の調整など、総合的な観点から問題解決にあたる専門職。
7	ショートステイ事業	保護者の疾病・出産・看護・事故等により児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設等で小学生以下の児童を一時的に養育・保護する事業。
8	待機児童	保育所への入所要件を備え、入所申し込みをしているが、入所していない児童。このうち、国庫補助事業による家庭的保育事業・特定保育で保育されている児童、自治体独自の施策で保育を受けている児童、近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所していない児童等は除いている。「保育所を希望しているが申込書は提出していない」等の潜在的需要は含んでいない。

NO	用語	内容
9	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
10	通常保育事業	保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業。
11	トワイライトステイ事業	保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で児童を一時的に養育・保護する事業。
12	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の除去をいうことが多い。しかし、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられる。
13	病児・病後児保育	病中又は病気の回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業。
14	ファミリーサポートセンター事業	地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
15	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。バリアフリーをさらに一歩進め、最初からすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うもの。
16	要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。
17	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

雲南市次世代育成支援行動計画【後期行動計画】

「安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん」

発行年月：平成 22 年 3 月

発 行：島根県雲南市

〒699-1392 島根県雲南市木次町木次 1013- 1

T E L : (0854) 40-1044 F A X : (0854) 40-1049

U R L : [http://www. city. unnan. shimane. jp/](http://www.city.unnan.shimane.jp/)

編 集：雲南市子育て支援課